

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし【環境整備課】

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物であり、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物が産業廃棄物に、また、それ以外の事業活動に伴って排出される廃棄物や日常生活に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に区分されます。その処理については、産業廃棄物は排出者処理責任の原則に基づき排出者自らの責任において、一般廃棄物は市町村の責任において、適正に処理することとなっています。

今、私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本県においても、社会経済活動が進展し県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄など解決すべき課題をかかえています。

さらに、島しょ県である地理的特性から、県境を越えた廃棄物の広域的処理が難しく、できるかぎり県内で資源を循環させることが重要となっています。

これらの課題に対応するため、県では、3R（廃棄物の排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）による資源循環）を促進することで最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努め、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

第2節 廃棄物・リサイクルの現状【環境整備課】

1 一般廃棄物

(1) ごみ処理の状況

県内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）は、平成11年度の51万2千トンをピークに減少傾向にあったが、平成21年度より微増傾向にあり、令和3年度は約47万7千トンとなっています。令和3年度のリサイクル率は15.8%、残りは直接、あるいは中間処理により減量し、約2万8千トン程度が埋め立てられています。（図8-2-1、8-2-2）

令和3年度末現在、計画処理区内で排出されるごみの量は、1日当たり1,307トン、そのうち1,247トン（95.4%）が計画収集され、60トン（4.6%）が直接搬入、0.2トン（0.02%）が集団回収されています。（表8-2-1）

(2) 計画処理区内で処理されるごみの量のうち1日当たり205トン（15.8%）が再生利用され、1日あたり76トンが埋立により処分されています。（表8-2-2）

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

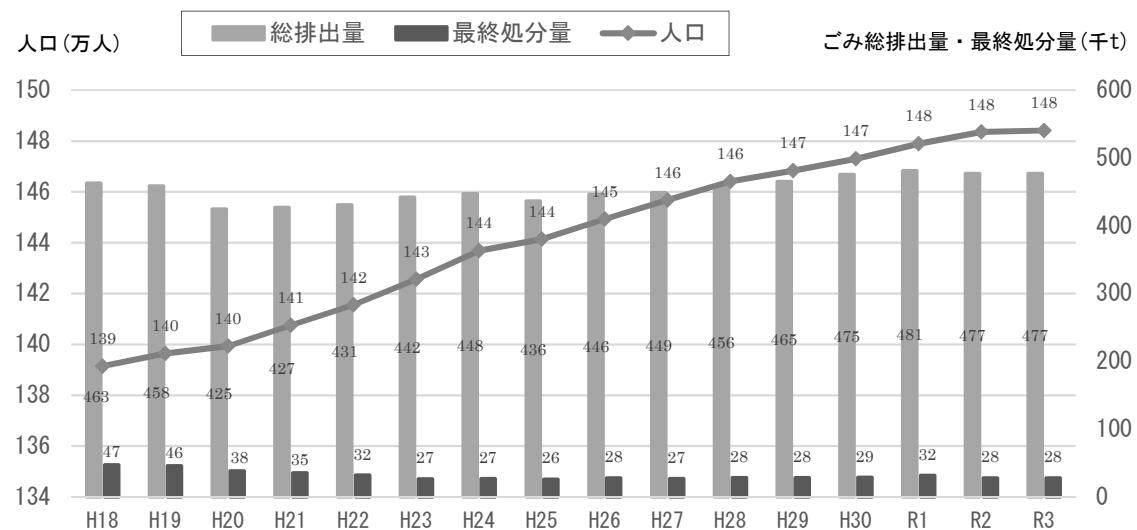


図8-2-1 総排出量、最終処分量及び人口の推移

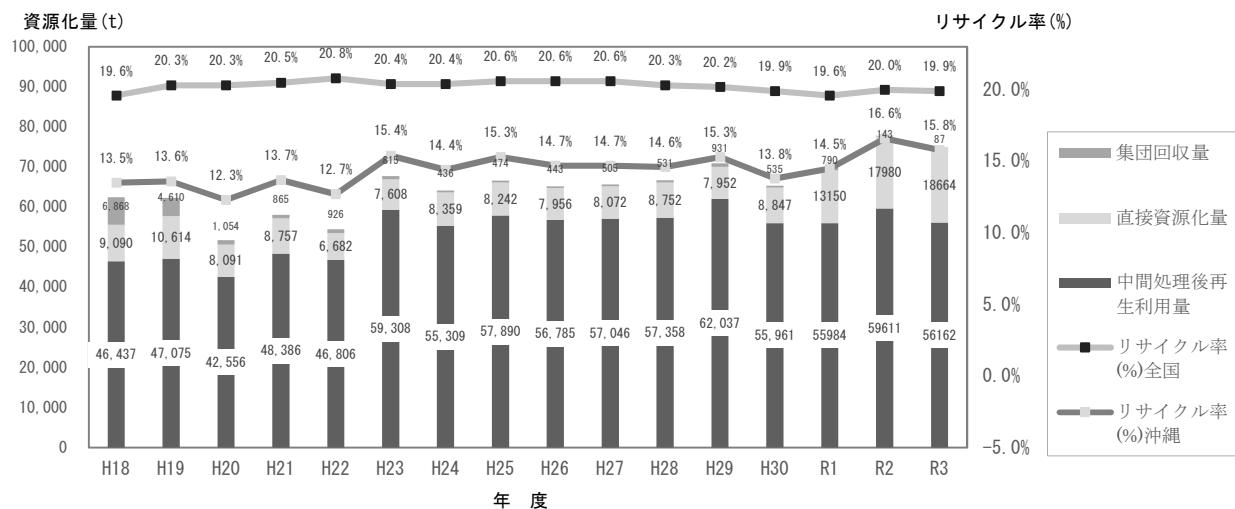


図8-2-2 リサイクル率の推移

表8-2-1 人口動向とごみの排出量及び収集量の動向

区分 年度	総人口 (人)	計画処理 区域人口 (人)	総排出量 (トン/日)	計画収集量 (トン/日)	直接搬入量 (トン/日)	集団回収量 (トン/日)
H29	1,468,395	1,468,374	1,274	1,213 (95.2%)	58 (4.6%)	3 (0.2%)
H30	1,473,076	1,473,058	1,303	1,237 (94.9%)	65 (5.0%)	1 (0.1%)
R1	1,478,957	1,478,951	1,319	1,250 (94.8%)	67 (5.1%)	2 (0.2%)
R2	1,483,600	1,483,593	1,307	1,238 (94.7%)	68 (5.2%)	0.4 (0.03%)
R3	1,484,154	1,484,147	1,307	1,247 (95.4%)	60 (4.6%)	0.2 (0.02%)

表8-2-2 ごみの処理状況の動向

区分 年度	総処理量 (トン/日)	再生利用量 (トン/日)	最終処分量 (トン/日)
H29	1,274	194(15.3%)	78
H30	1,294	179(13.8%)	80
R1	1,324	192(14.5%)	87
R2	1,281	213(16.6%)	77
R3	1,302	205(15.8%)	76

(3) し尿処理の状況

令和3年度において県内で排出されたくみ取りし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり437.6キロリットルであり、自家処理量分を除き、市町村により収集されています。（表8-2-3）

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり330キロリットル（75.3%）がし尿処理施設で処理され、60キロリットル（13.7%）が下水道に投入されています。（表8-2-4）

表8-2-3 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画処理量(kL/日)			自家処理量(kL/日)			合計 (kL/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿	浄化槽 汚泥
H29	48.4	357.2	405.6	7.0	0.1	7.1	412.7	87.3%	99.9%
H30	58.5	376.0	434.5	6.7	0.1	6.8	441.3	89.7%	99.9%
R1	46.7	385.0	431.7	0.1	0.1	0.1	431.8	99.8%	99.9%
R2	60.7	387.7	448.4	0.1	0.1	0.1	448.5	99.8%	99.9%
R3	47.2	390.4	437.6	0.01	0	0.01	437.6	99.9%	100%

(注) 端数処理上、計が小数点第一位で一致しない場合がある。

表8-2-4 収集し尿の処理状況

区分 年度	収集量 (kL/日)	処理施設 (kL/日)	下水道投入 (kL/日)	海洋投入 (kL/日)	農地還元 (kL/日)	その他 (kL/日)
H29	406	354(87.3%)	26(6.4%)	0(0%)	11(2.7%)	15(3.6%)
H30	435	332(76.3%)	62(14.3%)	0(0%)	10(2.3%)	31(7.1%)
R1	432	329(76.2%)	58(13.4%)	0(0%)	12(2.8%)	33(7.6%)
R2	448	341(76.1%)	57(12.7%)	0(0%)	20(4.5%)	30(6.7%)
R3	438	330(75.3%)	60(13.7%)	0(0%)	19(4.3%)	29(6.6%)

(注) 端数処理上、かっこ内の率が小数点第一位で一致しない場合がある。

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

(4) ごみ処理施設の整備状況

平成17年度から、国においては3Rの推進に資する施設整備事業に対し「循環型社会形成推進交付金制度」を創設し、市町村への交付金による財政的支援により、循環型社会を形成する基盤となるごみ処理施設の整備促進が図られています。

県内41市町村のごみ焼却施設については、令和5年3月末現在で40市町村31施設が整備されており、最終処分場については、33市町村21施設となっています。

(5) 净化槽の設置状況及び法定検査受検状況

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義がし尿と生活雑排水を処理するための設備のみと改められ、既存のし尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなしえ浄化槽として整理されたことから、平成13年度以降、従来の単独処理浄化槽は新たに設置することはできなくなりました。

浄化槽の設置状況は、令和3年度に1,860基設置され、累計で93,768基となり、そのうち、みなしえ浄化槽の割合が約60.0%となっています。

また、浄化槽の設置者には、知事が指定した検査機関*において、設置後の水質検査等（7条検査）及び毎年1回の水質検査等（11条検査）の法定検査が義務づけられていますが、その受検率が低いことから、県では、適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、7条検査料金の前払い制度を導入しました。その結果、令和3年度における7条検査の受検率は100%（全国平均94.9%（令和3年度））と大幅に向上了っています。しかし、11条検査の受検率については、8.6%（全国平均47.1%（令和3年度））とかなり低い状況にあります。

*県知事指定検査機関：公益社団法人沖縄県環境整備協会

表8-2-5 浄化槽法定検査受検率の推移（年度別）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
7条検査(%)	95.1	93.5	97.2	100	100	100	100	100	100	<u>100</u>
11条検査(%)	7.1	6.9	7.2	8.0	7.3	13.7	13.1	7.8	8.4	<u>8.6</u>

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生・排出状況

令和3年度における、県内の産業廃棄物発生量190万5千トン（動物のふん尿を除く）を業種別の状況をみると、電気・水道業が93万8千トン（49.2%）で最も多く、次いで建設業が51万7千トン（27.2%）、製造業が40万2千トン（21.1%）となっており、これら3業種で発生量の97.5%を占めています。

また、排出量179万6千トン（動物のふん尿を除く）を業種別にみると、電気・水道業が93万6千トン（52.1%）で最も多く、次いで建設業が50万8千トン（28.3%）、製造業が30万

5千トン（17.0%）になっており、これら3業種で排出量の97.4%を占めています。

令和元年度と比較すると、排出量は2.5%減少となっています。

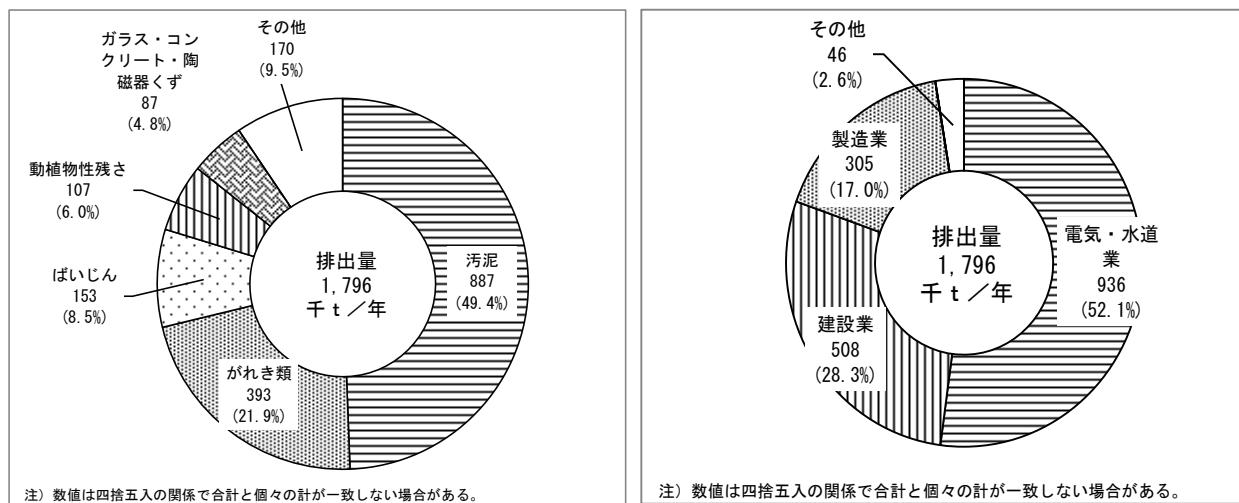


図8-2-3 令和3年度産業廃棄物の種類別・業種別排出量（動物のふん尿を除く）

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

本県における令和3年度の産業廃棄物排出量（動物のふん尿を除く）は179万6千トンとなっており、そのうち脱水や焼却等の処理によって87万トン（48.5%）減量化され、81万2千トン（45.2%）が再生利用、10万8千トン（6.0%）が最終処分されています。

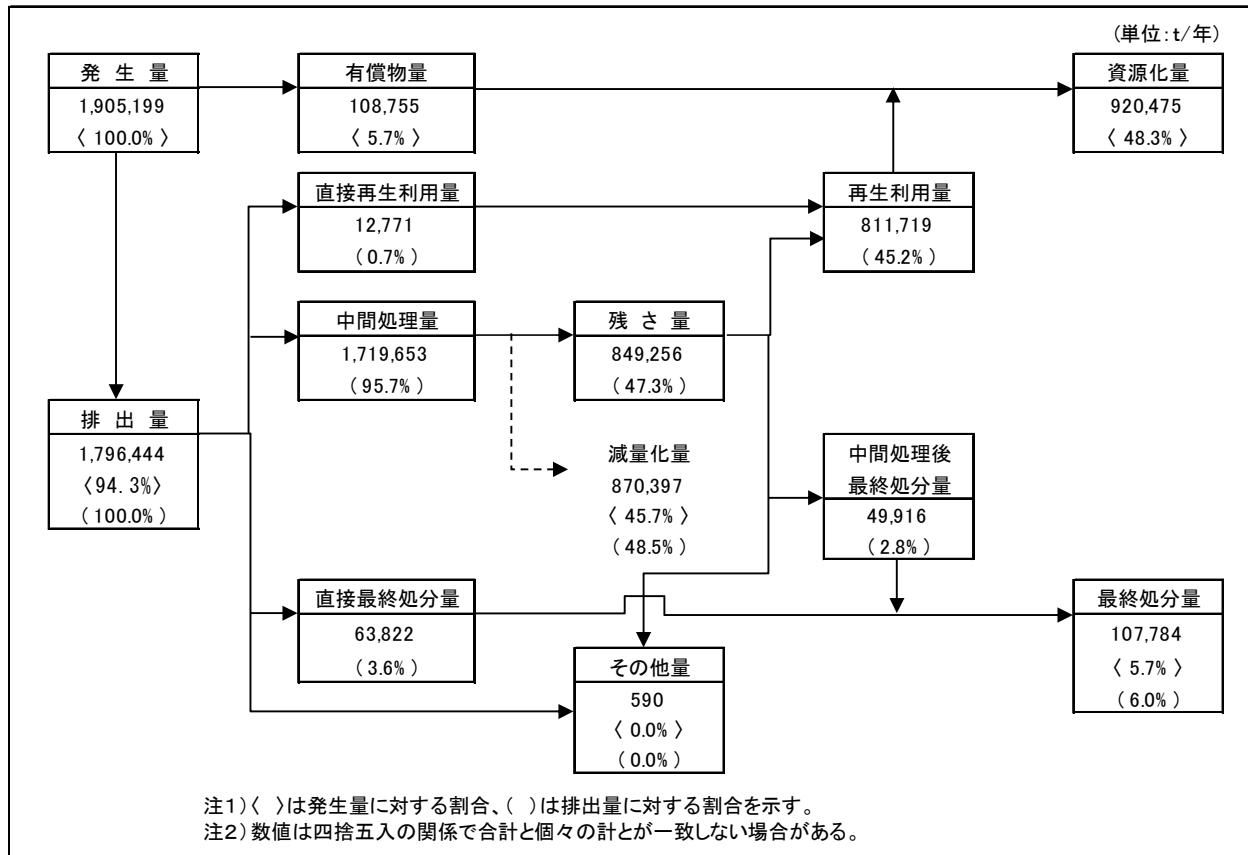


図8-2-4 産業廃棄物処理・処分フロー（令和3年度）

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

(3) 産業廃棄物処理業者の状況

令和4年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業1,303業者、処分業177業者（うち中間処理業166業者、中間処理業・最終処分業8者、最終処分業のみ3業者）、合計1,480業者となっており、また、産業廃棄物再生利用業者数は10業者で、業種別では収集運搬業者が最も多くなっています。また、保健所別でみると、南部保健所及び中部保健所管内に多く所在しています。

表 8-2-6 産業廃棄物処理業及び再生利用業者数

（令和4年度末現在）

業の区分 保健所名	産業廃棄物処理業			産業廃棄物再生利用業			
	収集運搬業	処分業		計	再生輸送業	再生活用業	
		中間処理	最終処分				
北 部	108	18	3(2)	129	2	1	3
中 部	395	60	4	459	2	3	5
南 部	663	65	2(1)	730	0	1	1
宮 古	71	15	1	87	0	1	1
八重山	66	8	1	75	0	0	0
計	1,303	166	11(3)	1,480	4	6	10
		177					

- (注) 1 再生利用業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、または第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものを言う。
2 最終処分の欄中（ ）内の数値は、最終処分業のみの許可件数である。
3 産業廃棄物処理業者数は、特別管理産業廃棄物処理業者数を含む。
4 那覇市長により許可、指定された産業廃棄物処理業及び再生利用業を除く。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況

現在稼働中の廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可施設は、令和4年度末現在で198施設あります。その内訳は、脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が182施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が16施設となっています。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が5施設、産業廃棄物処理業者の設置が185施設、公共による設置が8施設となっています。

表8-2-7 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類	設置主体別施設数	設置施設数			
		事業者	処理業者	公 共	計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	1	6	7	14
	汚泥の乾燥施設	0	1	0	1
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2
	焼却施設	0	9	0	9
	廃プラスチック類の破碎施設	0	20	0	20
	がれき類・木くずの破碎施設	1	135	0	136
設置	シアノ化合物の分解施設	0	0	0	0
	小計	2	173	7	182
最終処分場	管理型	3	4(1)	1	8(1)
	安定型	0	8(6)	0	8(6)
	小計	3	12(7)	1	16(7)
	合計	5	185	8	198

(注) 1 破碎施設については、廃プラスチック類、がれき類及び木くずを取り扱う施設は重複する。
 2 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含んでおり、廃止確認が行われていない施設を()内に外数で示している。
 3 那覇市長により許可された産業廃棄物処理施設は除く。

(5) 不法投棄の現状

県内全市町村の協力の下、不法投棄の状況を毎年度調査しています。

ア 不法投棄件数の推移

令和4年度における不法投棄件数（一般廃棄物を含む）は124でした。不法投棄件数は、平成11年度をピークに、それ以降は減少傾向にありました。平成19年度以降は再び増加に転じています。一時期、減少傾向にあったものの、微増傾向にあります。

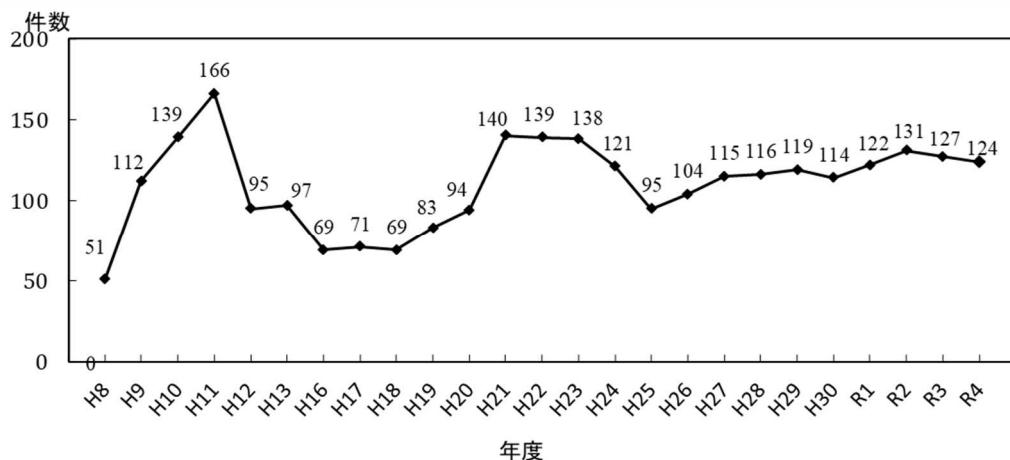


図8-2-5 不法投棄件数の推移

イ 不法投棄物の内訳

令和4年度の不法投棄量は2,376トンとなっており、うち一般廃棄物は762トン(32.1%)、産業廃棄物は1,614トン(67.9%)となっています。

不法投棄量全体に占める産業廃棄物の内訳は、廃プラスチック類(廃タイヤ)540トン(22.7%)、廃プラスチック類(その他)344トン(14.5%)、建設混合廃棄物226トン(9.5%)、金属くず24トン(1.0%)、廃プラスチック類(建設系)182トン(7.7%)、廃プラスチック類(農業系)40トン(1.7%)、その他産業廃棄物258トン(10.7%)となっています。

表8-2-8 不法投棄物の総量及び重量別内訳（令和4年度）

廃棄物の種類	重量(トン)	割合(%)
一般廃棄物	762 t	32.1%
廃プラスチック類(廃タイヤ)	540 t	22.7%
廃プラスチック類(その他)	344 t	14.5%
廃プラスチック類(建設系)	182 t	7.7%
廃プラスチック類(農業系)	40 t	1.7%
建設混合廃棄物	226 t	9.5%
金属くず	24 t	1.0%
その他産業廃棄物	259 t	10.9%
産業廃棄物 計	1,614 t	67.9%
総重量	2,376 t	100.0%

ウ 不法投棄物の撤去数と撤去後の残存件数

令和4度に行われた不法投棄物の全量撤去の件数は12、残存件数は112となっています。

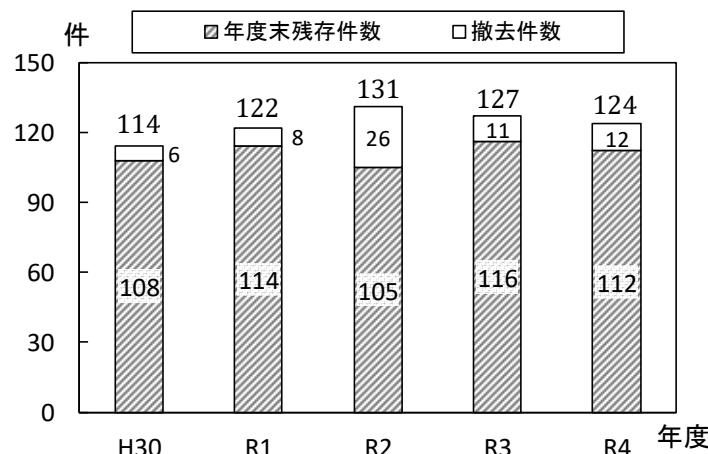


図8-2-6 不法投棄物の撤去件数と撤去後の残存件数

エ 不法投棄物の撤去量と撤去後の残存量

令和4度に撤去した不法投棄物の撤去量は207トンで、不法投棄物の残存量は、2,169トンとなっています。

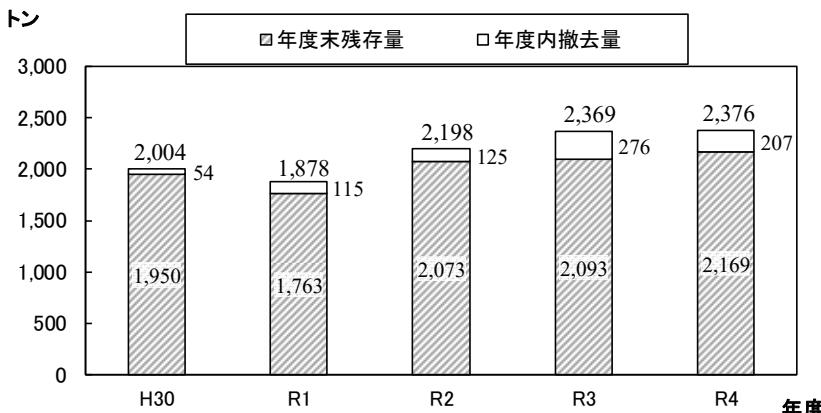


図8-2-7 不法投棄物の年度内撤去量と年度末残存量の推移

(注) 端数処理上、総重量と個々の計が一致しない場合がある。

第3節 廃棄物・リサイクル対策【環境整備課、技術・建設業課】

1 沖縄県廃棄物処理計画の推進【環境整備課】

廃棄物処理計画は、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保するため、本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取組みを進めるための指針であり、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する計画です。

県では、廃棄物の現状や課題を踏まえ、令和3年度に第五期の廃棄物処理計画を策定し、循環型社会を形成するための基本的な考え方や県民、事業者及び行政の役割を明らかにするとともに、令和7年度を目標年度とする減量化目標を設定し、循環型社会を形成するための主要施策などを定めています。

第五期計画における減量化目標及び現状は次のとおりです。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標及び現状

一般廃棄物減量化目標			
令和7年度			
○排出量を現状（令和元年度）に対し、11.0%削減します。			
○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（令和元年度）に対し、0.2%削減します。			
○再生利用量を排出量の22.0%とします。			
○最終処分量を排出量の4.9%とします。			

	令和元年度（基準年度）	令和3年度（実績）	令和7年度（目標値）
排出量（千t）	481 (889g/人・日)	477 (881g/人・日)	428 (786g/人・日)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	490	505	489
再生利用量（千t）	70 (14.5%)	75 (15.8%)	94(22%)
最終処分量（千t）	32 (6.6%)	28 (5.9%)	21 (4.9%)

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量=（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」

－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365日

(2) 産業廃棄物の減量化目標及び現状

産業廃棄物減量化目標			
令和7年度			
○排出量を現状（令和元年度）に対し、増加を1.0%以内に抑制します。			
○再生利用量を排出量の51.0%とします。			
○最終処分量を現状（令和元年度）に対し、増加を1.0%以内に抑制します。			

	令和元年度（基準年度）	令和3年度（実績）	令和7年度（目標値）
排出量（千t）	1,842	1,796	1,860
再生利用量（千t）	893(48.5%)	812(45.2%)	949(51.0%)
最終処分量（千t）	69(3.8%)	108(6.0%)	70(3.8%)

(注1) 「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

端数処理上、かっこ内の率が少数第一位で一致しない場合がある。

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

2 一般廃棄物に関する対策【環境整備課】

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進

令和5年3月末現在、一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設が31施設（1,887t/日）、粗大ごみ処理施設が7施設（134t/日）、最終処分場が21施設、再生利用施設が31施設整備されています。

また、令和5年3月末現在、し尿処理施設は、10施設（419kl/日）整備されています。

(2) 離島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島から沖縄本島まで使用済み自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始されています。

同制度は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる「自動車リサイクル法」が、平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を、離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっています。

令和4年度離島対策支援事業の実績は、離島を抱える18の市町村が対象となり、使用済み自動車の海上輸送台数6,626台、出えん要請額約2,464万円となっています。

※対象市町村名：宮古島市、石垣市、うるま市、本部町、久米島町、与那国町、竹富町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、座間味村、粟国村、北大東村、渡嘉敷村、南城市（久高島）、南大東村、渡名喜村

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置者へ補助を行う市町村に対する財政支援措置として、国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、県では平成3年度から国庫補助に加えて県費補助による財政支援を実施し、下水道等による集合処理に適さない住宅散在地域への合併処理浄化槽の整備促進に努めています。

この補助事業により、令和3年度までに那覇市等23市町村1事務組合において、令和3年度末現在合計1,695基の合併処理浄化槽が整備されています。

なお、平成25年度をもって浄化槽交付金の県費補助に係る事業は終了しました。

(4) ごみ減量化・リサイクルの促進

「ごみの減量」及び「地球温暖化の防止」に向けた環境配慮行動の促進のため、「県内大手流通事業者等11社」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」の三者が協定を締結し、平成20年10月1日から県下一斉にレジ袋の有料化を開始しました。

有料化の開始後、レジ袋辞退率は70%半ばから後半を推移しており、令和4年度の辞退率は75.6%となりました。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に促進するため、ごみ減量・リサイクル推進の取組、3R推進月間等の期間中、新聞やラジオ等による広報活動を行うなど、ごみ減量やリサイクルの促進に関する普及啓発活動を実施し、県民意識の向上を図りました。

(5) 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としています。

令和3年度は収集量全体で約2万9千トンがリサイクルされています。

表8-3-1 容器包装廃棄物分別収集実績（年度別）

（単位：t）

区分	種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特定分別基準適合物	無色ガラス	4,315	4,253	4,016	4,208	4,320	4,263	4,238	4,094	3,493	3,293
	茶色ガラス	3,522	3,417	3,107	3,131	3,232	3,069	2,946	2,863	2,523	2,431
	その他ガラス	3,764	4,155	4,755	3,066	4,404	4,384	4,469	4,500	4,874	4,803
	ペットボトル	3,860	4,016	3,399	3,118	4,749	5,024	5,467	5,776	5,934	6,226
	その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	1,072	1,052	1,092	1,115	1,137	1,189	724	1,181	1,104	1,181
小計		16,533	16,893	16,369	14,638	17,842	17,929	17,844	18,414	17,928	17,934
法第2条第6項指定物	スチール缶	3,651	3,388	3,320	3,489	3,640	3,056	2,939	3,013	3,287	3,009
	アルミ缶	483	500	569	668	735	734	724	892	1,126	1,138
	紙パック	91	85	91	91	107	76	105	79	79	85
	段ボール	4,567	4,574	4,780	4,789	4,682	4,982	4,647	4,119	6,342	6,848
小計		8,792	8,547	8,760	9,037	9,164	8,848	8,415	8,103	10,834	11,080
合計		25,325	25,440	25,129	23,675	27,006	26,777	26,259	26,517	28,762	29,014

※特定分別基準適合物：容器包装の製造事業者、利用事業者が再商品化の義務を負う容器包装

（製造事業者等は、容器包装リサイクル協会へ再商品化に係る費用を負担金として支払う）

※法第2条6項指定物：全国的にみて、分別収集した段階で有価又は無償となるため、製造事業者等が再商品化の義務を負わない容器包装

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

(6) 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものです。

県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の令和4年度実績は236千台（全国引取台数14,953千台）となっています。直近5年間の本県回収実績は、全国比約1.5%前後で推移しています。

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

表8-3-2 県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の数（年度別）（単位：千台）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
沖縄県	131	130	136	152	160	188	212	241	233	236
全国	12,733	10,862	10,878	11,198	11,885	13,562	14,773	16,020	15,262	14,953
全国比	1.0%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.6%

(7) ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等ごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行された「ちゅら島環境美化条例」を推進するため、県、県民、事業者、土地の占有者それぞれの役割分担を踏まえ、市町村と密接に連携して、県全域における環境美化の促進を図っています。

県、市町村及び民間団体で構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が主体となり、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、広報啓発活動や全県一斉清掃を実施しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響がありましたが、およそ延べ5,153人が全県一斉清掃に参加しました。

(8) 海岸漂着物対策の推進

第十一管区海上保安本部の提唱の下、海岸清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成されたOCCN「沖縄クリーンコーストネットワーク」を共同で運営しています。通年を通した海岸清掃（まるごと沖縄クリーンビーチ）活動への参加を広く呼びかけるなど自発的な活動を促進しております。

令和4年度は、活動報告のあった延べ2,321人が海岸清掃ボランティア活動に参加しました。

また、平成21年度から平成24年度にかけて、「地域グリーンニューディール基金」を活用した海岸漂着物対策を実施しました。沖縄県海岸漂着物対策地域計画（平成22年3月策定、令和4年2月改定）に基づき、漂着物の実態把握調査、海岸管理者による回収・処理、市町村への補助等を行っており、平成24年度は約5,140m³（約690t）の漂着物を回収・処理しました。

平成25年度からは、国が新たに創設した地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用し、2年間の基金事業として漂着物の実態把握調査、海岸管理者による回収・処理、市町村への補助等を行っており、平成25年度は約2,473m³（約373t）、平成26年度は約5,627m³（約755t）の漂着物を回収・処理しています。

平成27年度からは単年度事業として地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、引き続き漂着物の実態把握調査、海岸管理者による回収・処理、市町村への補助等を行っており、令和4年度は約5,100m³（約430t）の漂着物を回収・処理したほか、県内海岸に大量に漂着した小笠原諸島海底火山噴火に起因する軽石について、約44,700m³を回収・除去しました。

3 産業廃棄物に関する対策【環境整備課】

(1) 事業者に対する監視の強化

産業廃棄物の処理に起因する生活環境への影響を防止するため、各保健所において排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視指導を行っています。

これまで、一部の処理業者等による不適正処理により、地域住民の苦情や生活環境への影響を及ぼすおそれのある事例が発生していることなどから、これら不適正処理業者等に対する監視の強化や悪質な事案に対する告発等を迅速に行うため、平成14年度から沖縄県警察本部より警察官1名を県環境整備課に配置しています。また、最終処分場及び焼却施設を設置している事業場に対して、処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を毎年実施し、産業廃棄物処理業者等への監視指導の徹底を図っています。

(2) 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止を図るため、平成6年度に県、警察、第十一管区海上保安本部、（公財）暴力団追放沖縄県民会議、（一社）沖縄県産業資源循環協会、（一社）沖縄県建設業協会及び（一社）沖縄県医師会等から成る「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、平成10年度以降、同協議会と市町村による合同パトロールを行っています。

また、監視体制を強化するため、平成16年度から警察官退職者を廃棄物監視指導員として各保健所に配置し、さらに平成22年度には不法投棄監視員（平成31年度に廃棄物監視指導員に統合）としても加え、現在合計10名の警察官退職者を各保健所にそれぞれ配置しています。

平成18年度には各保健所、市町村及び各警察署等で構成される「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置して関係機関の連携強化を図るとともに、平成19年度には、市町村産廃対策支援事業補助制度を設け、各市町村における監視カメラの設置や不法投棄防止対策事業の補助を行うなど、不法投棄防止対策の推進を図っています。

(3) 公共関与事業の推進

廃棄物処理施設の立地に関しては、周辺住民の理解と協力を得ることが困難なことが多く、特に県内の民間業者による産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量は非常にひっ迫している状況にありました。

この様な状況を踏まえ、県が中心となり平成25年3月に沖縄県環境整備センター（株）を設立し、名護市安和区内に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行いました。

当処分場は、「安和エコパーク」と命名し、令和元年12月より供用開始しております。

これまでの主な経緯は、次のとおりです。

平成16年度、学識経験者、経済界等の関係団体、行政関係者等で構成する「公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進基本構想検討委員会」を設置し、「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」を策定。

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

平成17年度より、同基本構想を踏まえて、処分場の立地候補地選定と事業主体の設立について調査検討を進め、本部町崎本部、名護市安和及び浦添市伊奈武瀬の3か所を最終候補地として選定し、また、事業主体を株式会社とする基本的な考え方を取りまとめ、平成19年3月15日に知事報告を行う。

その後、県は、名護市安和区を第一候補として地元への事業説明会、意見交換会などを開催、地元では自発的に最終処分場に関する勉強会を実施するなど、公共関与事業への理解を深めていく。

平成25年3月、事業主体となる沖縄県環境整備センター株式会社（以下「センター」という。）を第三セクター方式で設立。

平成25年4月15日、名護市安和区において条件付きの同意が承認され、同年9月19日に、名護市安和区、名護市、沖縄県及びセンターの四者間で基本合意を締結。

当基本合意に基づき、平成26年4月に「公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会」を設置し、事業の説明や地域への貢献等について協議を行う。（現在も、センターの運営状況報告や名護市安和区の地域振興策等の協議を行うため、継続して実施。）

平成26年6月から、センターは、最終処分場建設に係る基本計画・基本設計及び産業廃棄物処理施設設置許可申請の手続に必要となる生活環境影響調査を実施し、平成28年3月から最終処分場建設に係る実施設計に取り組む。

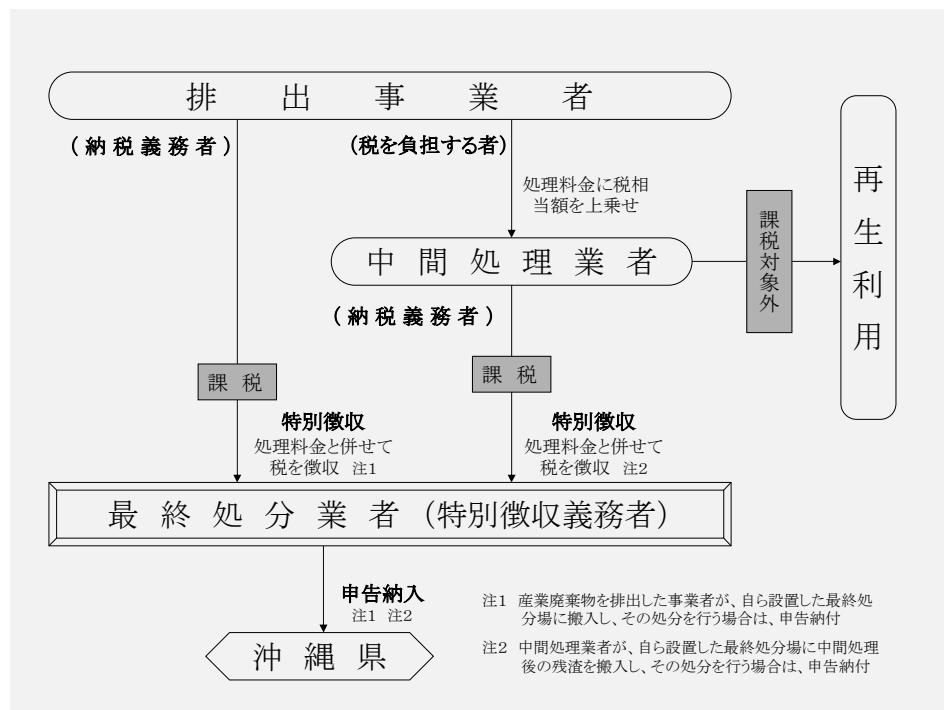
平成29年9月に産業廃棄物処理施設設置許可を取得し、同月、工事に着手。

令和元年10月竣工、同年12月供用開始（開業）。

（4）産業廃棄物税の導入

廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、これまでの廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発など自主的取組だけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠です。

こうしたことから、県においては、経済的手法による政策手段として、沖縄県産業廃棄物税を平成18年4月に導入し、産業廃棄物の発生の抑制を図るとともに税収を活用し、再生利用等の促進に取り組んでいます。



目的	産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
納税義務者	県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
徴収方法	最終処分業者による特別徴収（自己処理の場合、申告納付）
課税標準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税率	1トンあたり1,000円（1kgあたり1円）
税収使途	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策 公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備支援 等

図 8-3-1 産業廃棄物税の概要

4 建設リサイクル対策【技術・建設業課】

(1) 課題

我が国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を主流とする経済システムにより、廃棄物の最終処分場のひっ迫や不法投棄、焼却によるCO₂の排出等環境負荷の増大を招いてきました。このため、建設産業では特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る資材）について分別解体を徹底し、これを再資源化することにより建設廃棄物の最終処分量を抑制するなど、循環型社会の構築を図ることを目的として、平成14年5月に建設リサイクル法が完全施行されました。

本県は「島しょ県」という地域特性から、最終処分場に限界があるため、建設廃棄物の効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築し、最終処分量の減量化や天然資源の消費の抑制等を図っていく必要があります。

(2) 現状

アスファルトコンクリート塊、建設発生土、建設廃棄物（全体）の再資源化率については、平成30年度実績値（センサス）で平成30年度の目標値を達成しています。

コンクリート塊や建設発生木材といった目標未達成品目並びに、目標値を達成したが他品目に比べて目標設定が低かった建設発生土について更なる向上を推進していく必要があります。

表8-3-3 建設廃棄物の再資源化率

		H24 年度	H30 年度 (目標)	H30 年度 (実績)
アスファルトコンクリート塊	再資源化率	99.8%	99.8%以上	99.9%
コンクリート塊	再資源化率	99.9%	99.9%以上	99.9%
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.4%	95%以上	89.3%
建設廃棄物（全体）	再資源化・縮減率	96.7%	96%以上	98.6%
建設発生土	建設発生土有効利用率※)	68.5%※)	80%以上	83.9%※)

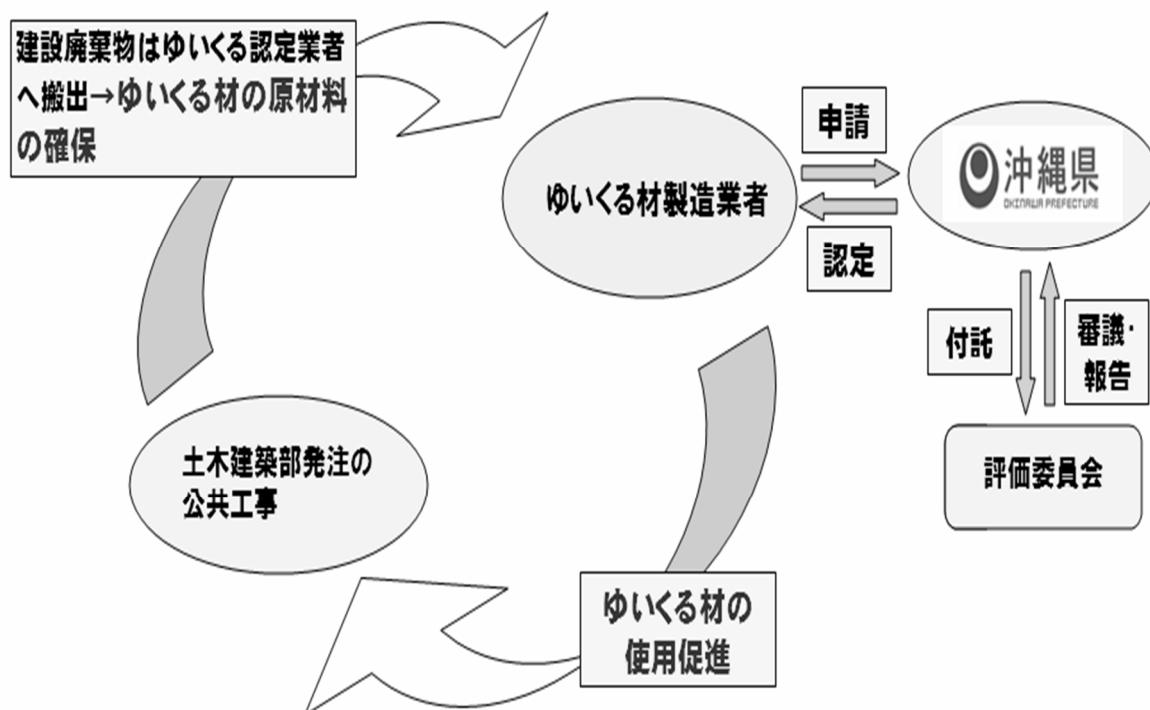
※)「H30年度目標」の指標から、これまでの「現場内・工事間利用」に加え、採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用率の合計に変更する。H24年度は参考値

(3) リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）の推進

平成16年7月、沖縄県土木建築部は、県内で排出された廃棄物を再生資源として製造された建設資材の品質等について、評価基準に基づき審査しこれに適合した資材（以下、「ゆいくる材」という）を公共工事で積極的に使用することで、建設廃棄物の最終処分量を減らす仕組みを作りました。

県の取組として、ゆいくる材の利用促進や工事で発生した建設廃棄物をゆいくる材製造業者へ搬出することで原材料の確保を図る等、循環型社会の構築を支援しています。

ゆいくる材は、加熱アスファルト混合物や路盤材、コンクリート二次製品等の14品目、508資材（令和4年度末時点）が認定されています。



■認定資材数と原材料の(再生資源)の種類

令和5年3月末時点

評価基準の区分	認定資材数	認定資材の原材料(再生資源のみ記載)
1)再生資源含有 加熱アスファルト混合物	79	As塊
2)再生資源含有 路盤材	74	As塊、Co塊、廃石膏ボード、廃ガラス、電気炉酸化スラグ、電気炉還元スラグ
4)再生資源含有 コンクリート二次製品	72	溶融スラグ
6)再生資源含有 建築用資材	1	琉球石灰岩粉
9)再生硬質塩化ビニル管・波付硬質合成樹脂管	9	硬質ポリ塩化ビニル管、塩ビ管ペレット
11)再生資源含有 プラスチック資材	32	プラスチック、ポリプロピレン
12)再生資源含有 土砂代替材	19	無機性汚泥、建設汚泥、石炭灰、ガラス、ガラス瓶、Co塊、電気炉酸化スラグ、溶融スラグ、炭酸カルシウムペレット、焼却灰、石炭灰(クリンカ)
13)再生資源含有 土壤改良材・肥料・植生基材	15	家畜糞尿、伐採木、下水汚泥、廃ガラス、製紙汚泥、石炭灰
15)再生資源含有 防草材	6	溶融スラグ*、伐採木
16)再生資源含有 歩道等の舗装材	1	炭酸カルシウムペレット
17)再生資源含有 鉄鋼製品	189	鉄くず
18)再生資源含有 セメント	6	木くず、石炭灰、焼却灰
19)再生資源含有 コンクリート混和剤	2	石炭灰
20)再生資源含有 流動化処理土	3	洗鉱沈殿土
合　計	508	

図8-3-2 ゆいくるの概要図と認定資材数

第9章 自然環境の保全

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出を図るため、自然環境の保全、野生生物の保護、自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。また、生物多様性を保全し、自然環境共生社会を実現するための本県の基本計画である生物多様性おきなわ戦略を策定し、同戦略に掲げる各施策に関する取組を行っています。

第1節 生物多様性おきなわ戦略の推進【自然保護課】

本県は我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、亜熱帯照葉樹林の森やマングローブの干潟、サンゴ礁など多様な生態系があり、私たちは先人の代からこれらの生態系から様々な恵み（生態系サービス）を受けて暮らしてきました。

私たちが、今後も将来の世代にわたって生態系からの恵みを受けていくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠であり、そのためには沖縄の生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していくことが重要なテーマとなっています。

そのため、県では、本県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として平成25年3月に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。

生物多様性おきなわ戦略に基づく取組

生物多様性おきなわ戦略で掲げる5つの基本施策に基づき、行動計画として計118の取組を掲げており、各生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて取組んでいます。

【5つの基本施策】

- (1) 生物多様性の損失を止める
- (2) 生物多様性を保全・維持し、回復する
- (3) 自然からの恵みを賢明に利用する
- (4) 生物多様性に対する認識を向上させる
- (5) 生物多様性の保全に関する取組に県民の参加を促す

第2節 自然環境の保全【自然保護課、観光振興課】

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。

また、琉球列島の島々が日本列島及びユーラシア大陸と陸続や孤立を繰り返してきた独特の歴

史を有していること、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。本県の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の一途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識の下に、昭和 48 年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和 50 年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域の指定【自然保護課】

(1) 県指定の自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第 17 条の規定に基づき、「自然環境保全地域」として指定するもので、現在 11 地域約 951ha を指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

自然環境保全法第 22 条に基づき、環境省が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾・網取湾自然環境保全地域 1,077ha が指定されています。

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体を始め、海中生物相が豊かで自然度が高く、我が国では唯一の「海域特別地区」となっています。

2 エコツーリズムの推進【自然保護課、観光振興課】

亜熱帯海洋性気候の下、本県には多くの貴重な固有生物が生息・生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、毎年多くの観光客が訪れています。

そのような中、参加・体験型の旅行形態や環境問題への関心の高まりを受けて、地域の自然環境や文化などについて知識を有するガイドから案内や説明を受け、自然環境の保全に配慮しながら、その地域が有する自然や文化にふれあい、学び、理解を深めるための活動であるエコツーリズムが注目を集めています。

自然保护への理解を深めるエコツーリズムに関心が集まる反面、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮に欠けた事業者等による自然環境の劣化が懸念されています。この課題に対応するため、エコツーリズムの推進と同時に、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮事項を定めた事業者間の自主ルール（保全利用協定）の締結・実践地域を拡大することを目的として、保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定の認定の状況

令和5年3月31日現在で県知事認定を受けている保全利用協定は、以下の5つです。

①認定第1号 仲間川地区保全利用協定

初認定：平成16年6月

活動内容：遊覧船及びカヌー

事業者数：10事業者

②認定第3号 伊部岳地区保全利用協定

初認定：平成26年10月

活動内容：トレッキング

事業者数：1事業者

③認定第9号 普久川エリア保全利用協定

初認定：令和3年4月

活動内容：トレッキング及び滝つぼを含む河川内の遊泳

事業者数：11事業者

④認定第10号 謝名瀬地区保全利用協定

初認定：令和3年8月

活動内容：ダイビング及びシュノーケリング

事業者数：13事業者

⑤認定第11号 保良クバクンダイ鍾乳洞保全利用協定

初認定：令和4年8月

活動内容：カヤックを使用した自然観察及び鍾乳洞内の観察

事業者数：8事業者

3 世界自然遺産登録【自然保護課】

平成15年に国が設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」において「知床」、「小笠原諸島」とともに「琉球諸島」が世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定されました。選定理由としては、「大陸との関係において独特の地史を有し、多くの希少種・固有種を含む多様な動植物の生息・生育地となっている。」ことがあげられています。

平成25年には琉球諸島の生態系等に知見を有する有識者からなる科学委員会において、具体的な候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部（やんばる地域）、西表島が選定されています。

平成28年4月の西表石垣国立公園の大規模拡張や同年9月のやんばる国立公園の新規指定等によって遺産を保護担保する措置が整ったことを受け、平成29年2月に世界遺産登録に係る推薦書を国からユネスコに提出しましたが、諮問機関 IUCN（国際自然保護連合）による審査の結果、平成30年5月に登録「延期」が適当であると勧告されました。

しかしながら、遺産登録の可能性が十分にあることが示されたことから、確実かつ早期の世界自然遺産登録の実現を図るため、国において一旦推薦書を取り下げ、IUCN 勧告において示された課題に対応した上で、平成 31 年 2 月に推薦書を再提出しました。

令和元年 10 月には IUCN による現地調査が行われ、令和 3 年 7 月 26 日に開催された第 44 回世界遺産委員会において、日本の世界自然遺産としては 5 番目に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が登録されました。

県では、世界的にも貴重で稀な沖縄の自然を次世代へ引き継いでいけるよう、登録後も引き続き、外来種対策や希少種保護、観光管理等の自然環境の保全に向けて取り組んでいます。

4 ラムサール条約登録湿地【自然保護課】

国際的に重要な湿地の保全を推進するため、ラムサール条約の第 11 回締約国会議にあわせて、平成 24 年に、県内から与那覇湾が登録されました。現在、沖縄県内のラムサール条約登録湿地数は 5 か所となっています。

5 温泉の許可【自然保護課】

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合、温泉のゆう出路を増掘する場合、温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする場合、温泉の採取を行おうとする場合及び温泉を公共の浴用及び飲用に供しようとする場合に係る許可を行っています。現在利用許可を受けている施設は 31 か所です。

第3節 野生生物の保護【自然保護課】

1 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があり、これまでに指定したか所は国指定鳥獣保護区が 11 か所、県指定鳥獣保護区が 16 か所の計 27 か所となっています。

(2) ガンカモ類の生息調査

ガンカモ類（ハクチョウ、ガン、カモ）の冬季の生息状況を把握するため、毎年 1 月中旬に全国一斉調査の一環として実施しています。

令和 4 年度の県内の調査結果は次のとおりです。

調査年月日 令和 5 年 1 月 8 日～22 日

観察総数 カモ類 15 種 2,884 羽 ガン類 3 種 24 羽 ハクチョウ 1 種 2 羽

調査か所数 209 か所

調査員数 28 名

2 鳥獣保護対策の推進

(1) 傷病野生鳥獣救護事業

県においては、負傷等により自力で生息できない野生鳥獣について、野生鳥獣の保護及び保護思想の普及啓発を図る目的で傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。野生鳥獣の保護、適切な治療を行うため、県獣医師会の協力を得て、令和4年度は県内20名の野生動物救護獣医師（野生動物ドクター）が従事するとともに、県内5か所の救護施設（日本野鳥の会やんばる支部、宮古野鳥の会、NPO法人どうぶつたちの病院、カンムリワシリサーチ、沖縄県動物愛護管理センター）で実施しています。令和4年度は延べ523個体の傷病野生鳥獣を受け入れました。

(2) 鳥獣保護管理員の配置

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務（鳥獣保護区の巡回や管理等）を行うため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護管理員を委嘱し、令和4年度は35名を配置しています。

(3) 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

国内で生息する野生鳥獣の捕獲は原則として禁止されています。鳥獣を捕獲するときは許可を受けて捕獲し、飼養するときは知事（市町村長）の発行する飼養登録証の交付を受ける必要があります。令和4年度の飼養登録実績はメジロが83羽となっています。

なお、愛玩飼養を目的とする鳥獣の捕獲許可は、メジロに限り、一世帯一羽となっていましたが、第11次鳥獣保護事業計画（平成24～28年度）から原則として許可しないこととし、第13次鳥獣保護事業計画（令和4～8年度）でも同様の方針としています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）において、パネル展等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努めています。

また、タカ科に属するサシバは、毎年寒露（10月8日）の頃になると大群を形成し一斉に南下し、越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来することから、秋の訪れを告げる風物詩として私たちの生活・文化と深く関わってきました。そのため、県では、飛来数調査を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

3 外来種対策（マンガース対策等）

沖縄島北部の豊かな生態系を保全し、希少な野生生物を保護するために、環境省と連携して、平成12年度から北部3村（国頭村、東村、大宜味村）において、特定外来生物に指定さ

れているマングースの駆除を実施しております。平成17年度以降は、マングースの生息密度の高い中南部地域からのマングースの侵入を防止する目的で、マングース北上防止柵（第一・第二・第三）を大宜味村塩屋から東村福地ダムとのライン以南に順次設置しており、令和2年度から柵間は沖縄県、北上防止柵以北は環境省の分担としています。令和4年度は柵間で299頭、第一北上防止柵以北の北部地域では58頭（累計5,871頭）を捕獲しています。

また、外来種対策を推進するための方針を示した沖縄県外来種対策指針等の策定や既に定着して生態系に悪影響を及ぼしているグリーンアノール、インドクジャク、タイワシスジオ、タイワンハブ、ニホンイタチ等の重点対策種に指定する15種について、駆除事業に取り組むとともに、未定着ではあるものの、侵入・定着した際に影響が大きいヒアリ等の重点予防種に指定する6種について、モニタリングを行っています。

4 狩猟の適正化

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなどの一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することにあり、狩猟ができる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

(1) 狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適性、技能及び知識を有することが、狩猟免許の要件です。

(2) 狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟の4種類があり、県が実施する狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、毎年、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に狩猟者の登録を行うことになります。

令和4年度時点での狩猟免状取得件数は902件、狩猟者登録件数は644件で、また、当該年度に交付した狩猟免状交付件数は新規が105件、更新が272件となっています。

(3) 被害防止の目的の捕獲

野生鳥獣が農林水産物などに被害を与えた場合や生活環境を悪化させた場合又はそれのおそれがあり、他の被害防除対策を実施しても被害が防止できないと認められる場合においては、有害鳥獣として知事の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことになります。

なお、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防除計画を作成し、捕獲許可の権限委譲を受けている市町村の場合は、市町村長の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことになります。令和4年度末で国頭村、東村、大宜味村、名護市、本部町、今帰仁村、宜野座村、恩納村、金武町、伊是名村、伊平屋村、うるま市、中城

第9章 自然環境の保全

村、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、宮古島市、石垣市、竹富町の 19 市町村が権限委譲を受けています。

本県における被害防止の目的の捕獲は、市町村又は農業協同組合等が実施主体となり、獣友会等の協力を得て実施しています。

被害防止の目的の捕獲の主な対象鳥獣は、イノシシ、マングース、ハシブトガラス、タイワンシロガシラ、ドバト、クジャクであり、令和 4 年度の有害鳥獣捕獲実績は、獣類 2,476 頭、鳥類 12,562 羽、鳥類の卵 143 個となっています。

5 海域生態系の保全

(1) ジュゴンの保護

ジュゴンはインド洋や太平洋の熱帯、亜熱帯の海域に分布し、沖縄周辺海域が世界的分布の北限と言われています。

ジュゴンは鳥獣保護管理法で捕獲禁止の鳥獣となっているほか、文化財保護法による国の天然記念物としての指定、水産資源保護法による採捕禁止、ワシントン条約において取引が規制され、その保護が重要な課題となっています。

ジュゴンの生息に影響を与える要因として、沿岸域の開発による海草藻場の埋め立て、海への赤土等の流入等とともに、漁網（定置網・刺し網）による混獲事故が挙げられます。

ジュゴンの保護対策を進めていくためには、ジュゴンの生息環境の保全を図っていくとともに、漁業者をはじめとする地元関係者の理解と協力を得る必要があることから、県では環境省等と連携し、ジュゴンや藻場に関する調査と並行して、ジュゴンが漁網によって混獲された場合のレスキューマニュアルの作成や研修会の実施、ジュゴンの生息状況やその保護の必要性に関する普及啓発用教材の作成等を行ってきました。また、平成 28 年度からジュゴン保護対策事業において生息状況調査等を行うとともに、令和 3 年 10 月には沖縄県希少野生動植物保護条例に基づく「指定希少野生動植物種」にジュゴンを指定し、専門家の意見を聴きながら、ジュゴンの保護に関する方策の検討に取り組んでいます。

(2) サンゴ礁の保全

ア 海域公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域 201,033 ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち 25 地区約 24,339 ヘクタールが海域公園地区に指定されています。海域公園地区は、西表石垣国立公園内において竹富タキドウングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシ、平久保、川平石崎、米原、白保等の 23 か所、また、慶良間諸島国立公園では 1 か所が、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸の 1 か所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっています。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和 45 年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にありました。こうした状況に対処

するため、昭和 49 年度から平成 11 年度までの 25 年間環境省（府）の補助を得て、事業総額 3 億 6,326 万 2 千円を投じ、215 万 7,815 匹のオニヒトデを駆除しました。

平成 12 年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国定公園の海域公園地区における海中景観の保護を目的に「沖縄海岸国定公園におけるサンゴ礁モニタリング調査」を実施しました。

また、平成 15 年度から平成 17 年度には、沖縄海岸国定公園海域公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施しました。

イ 総合的なサンゴ礁保全対策

平成 13 年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁が危機的な状況になったことから、平成 14 年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者、ダイビング業者等の関係団体で構成する「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ保全対策に取り組んできました。

これまでの取組としては、慶良間海域の 5 か所を優先的に保全を図る「最重要保全区域」と定めて集中的な保全対策を実施するとともに、宮古海域や八重山海域においても各 7 か所を重要サンゴ礁海域に選定し同様の対策を実施しました。平成 18 年度は、保全活動の労力や費用の負担軽減を図るためにオニヒトデ進入防止柵による負担軽減効果の検証及び地域の実情に応じた費用負担のあり方に関する調査を実施し、平成 14 年度から平成 18 年度までに 173,673 個体のオニヒトデを駆除しています。加えて、平成 24 年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用し、オニヒトデの総合的対策を検討するため、オニヒトデ大量発生のメカニズム解明に向けた調査研究を実施しています。また、恩納、宮古、八重山海域にてオニヒトデ駆除を実施する団体へ補助金を交付し、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて計 55,122 匹を駆除しています。

ウ 官民協働のサンゴ礁保全対策の推進

サンゴ礁が減少している要因には、白化現象、赤土等の流出、オニヒトデの大量発生等様々であり、サンゴ礁を保全していく上で、行政、事業者、N P O、企業等多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのような状況から平成 20 年度に多様な主体が参加する全県的・横断的な組織として、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の立ちあげを行うとともに、地域への支援策としてサンゴ礁保全活動プログラム集やサンゴ移植マニュアルを作成しています。

エ サンゴ礁の現状把握

全県的なサンゴ礁の現状を把握することを目的に、平成21年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、沖縄県内の島々すべての沿岸域において、サンゴ被度などサンゴ群集に関する調査と食害生物や赤土等堆積概況などサンゴのかく乱要因に関する調査を実施しました。平成21年度に沖縄島周辺、平成22年度に慶良間地域、久米島地域、八重山地域、その他地域、平成23年度に沖縄島周辺離島地域、宮古地域、大東地域、波照間地域を調査するとともに、文献資料などから、サンゴ礁のかく乱要因に関する変遷を分析し、サンゴ礁の現状およびそのかく乱要因に関する情報を整備しました。

オ サンゴ礁の再生実証事業

サンゴ礁生態系の衰退が懸念されていたことから、効果的・効率的にサンゴ礁を再生させる手法の検討を図るため、平成23年末より、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興特別推進交付金を活用し、面的広がりのあるサンゴ群集の再生を目指し、恩納村海域、読谷村海域、慶良間海域でサンゴの植付け実証事業を実施しています。平成23年度から平成24年度は、生物多様性に配慮したサンゴ群集再生のために必要な基礎的知見の集約と技術の試行・検証を行い、効果的・効率的なサンゴ群集の再生手法について検討しました。平成25年度以降は植付けの面的拡大の実証を図ることとし、サンゴ種苗の植付けを強化しています。平成28年度までに、全体で3.42haの海域に累計151,314本のサンゴ種苗の植付けを実施しています。

カ サンゴ礁の保全再生地域モデルの構築

確立されたサンゴ種苗の大量生産技術や遺伝的多様性に配慮した植付け手法等の沖縄県内各地域への普及には、地域が継続してサンゴ礁保全再生活動を実施出来る体制の構築やサンゴ種苗の生産、中間育成、植付け等に係る費用の低コスト化、高海水温等の影響によるサンゴの白化現象の回避・低減を図る技術開発、人為再生されたサンゴ群集の海域生態系への影響の検証についての科学的知見の充足など、乗り越えなければならない課題があります。そこで、平成29年度から令和3年度にかけて、これらの課題の解決を図るとともに、恩納村と久米島町をモデル地域として選定し、地域が主体となりサンゴ礁保全再生活動を継続的に実施できる体制の構築に取り組みました。令和4年度からは、新たにうるま市平安座島、宮古島市伊良部島を候補地として、地域が主体となる体制の構築に取り組んでいます。

キ オニヒトデ大量発生予測手法の普及

大量発生してからの対策では防除が困難であった過去の経験から、大量発生したオニヒトデの食害によるサンゴの被害を未然に防ぐことが必要です。そこで、平成29年度まで実施していたオニヒトデ総合対策事業において、オニヒトデの子供、いわゆる稚ヒトデをモ

ニタリングすることにより、約2年後のオニヒトデの大量発生を予測する手法を開発し、平成30年度から実施しているオニヒトデ対策普及促進事業では、その大量発生予測手法の全県的な普及に取り組んでいます。令和4年度から実施しているサンゴ礁保全・再生総合対策事業（オニヒトデ対策）では、引き続き大量発生予測手法の普及に取り組んでいるほか、大量発生が予察された時の対策を行う体制づくりについて検討を行っています。

6 希少野生動植物の保護

本県には、多くの希少動植物が生息・生育しています。しかし、レッドデータおきなわ（第3版）では、県内で絶滅のおそれのある野生生物が2,014種にのぼることが示されています。減少の一因には、乱獲があるほか、本県の生物多様性の脅威となる外来種も確認されており、人や物の移動が盛んになる中で外来種の侵入リスクも高まっています。

そこで、希少野生動植物の保護や外来種による希少野生動植物に係る生態系への被害の防止を図ることにより、生物多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県希少野生動植物保護条例を制定し、令和2年11月より全面施行しています。

(1) 指定希少野生動植物種

希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物種」として47種を指定しています（令和5年3月31日時点）。

(2) 指定外来種

外来種のうち、希少野生動植物種に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある動植物の種を「指定外来種」として9種を指定しています（令和5年3月31日時点）。

第4節 自然公園【自然保护課】

1 本県の自然公園の概要

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。

国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定します。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、関係都道府県知事の申出により環境大臣が指定します。

都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地であって、知事が指定します。

現在、本県では、西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園、多良間県立自然公園の9つの自然公園があります。

これらの自然公園では、優れた自然景観の保護のため、建物の建築や木の伐採、土地の形状変

第9章 自然環境の保全

更、広告物の掲出等の行為が規制されています。

開発行為を行う場合には、国立公園は環境大臣、国定公園及び県立自然公園は知事への許可申請又は届出が必要です。

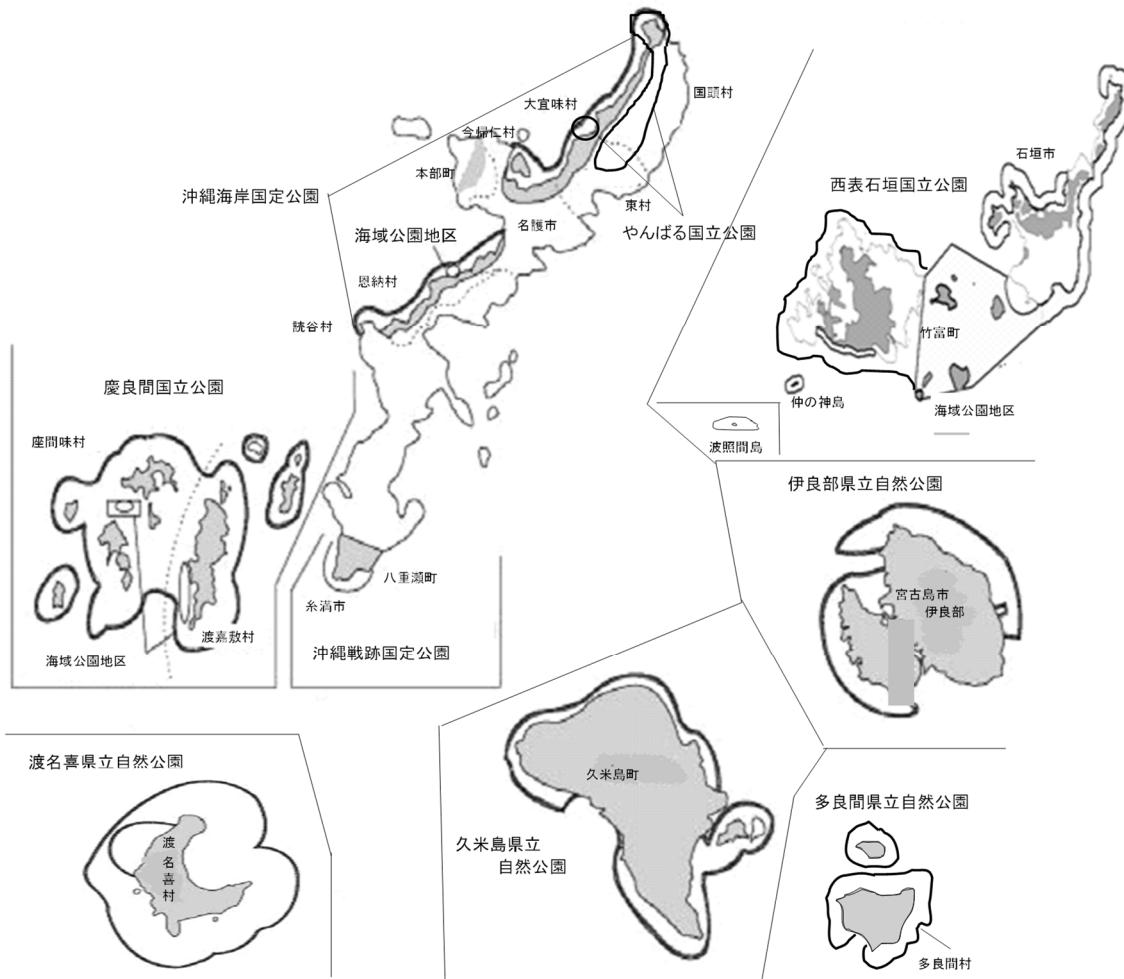


図9-3-1 自然公園区域

(1) 西表石垣国立公園

西表石垣国立公園の区域は、西表島及び石垣島の一部、西表島と石垣島の周辺離島及び周辺海域を合わせた 122,155 ヘクタール（陸域 40,658 ヘクタール、海域 81,497 ヘクタール）です。

西表山地部のイタジイ、タブ、オキナワウラジロガシ等に代表される亜熱帯照葉樹林河川の塩沼地のマングローブ林は、我が国でも最も広く、しかも原始性にすぐれています。

また、我が国最大のサンゴ礁海域（石西礁湖）を擁するなど、海域景観にもすぐれた公園であり、竹富島タキドングチ・石西礁湖北礁・ヨナラ水道をはじめとして 23 か所の海域公園地区が指定されています。

(2) 慶良間諸島国立公園

慶良間諸島国立公園の区域は、慶良間諸島及びその周辺海域を合わせた 93,995 ヘクタール（陸域 3,520 ヘクタール、海域 90,475 ヘクタール）です。

慶良間諸島は、多様なサンゴが生育する海、ザトウクジラの繁殖海域、透明度の高い慶良間ブルーの海、多島海の景観、サンゴ砂の白い砂浜、悠久の大地の歴史を刻む地形地質、多様な生きものがみられる亜熱帯生態系を有する地域であり、国立公園の新規指定としては、1987 年（昭和 62 年）の釧路湿原国立公園以来 27 年ぶりで、全国 31 番目の国立公園の誕生となりました。

(3) やんばる国立公園

やんばる国立公園の区域は、国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域を合わせた 21,022 ヘクタール（陸域 17,352 ヘクタール、海域 3,670 ヘクタール）です。

やんばる地域は、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナやノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネなどの多くの希少動植物が生育・生息する世界的にもまれな動植物を育むこの森の生物多様性の豊かさが高く評価され、全国 33 番目の国立公園として指定されました。

(4) 沖縄海岸国定公園

沖縄海岸国定公園の区域は、読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿いと、嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬手前までの海岸一帯、名護岳を含めた区域、そして本部町山里地区及び今帰仁村今泊地区を中心とする地域一帯を合わせた、15,857 ヘクタール（陸域 4,872 ヘクタール、海域 10,985 ヘクタール）の区域です。

当該国定公園は、沖縄諸島の中央に位置し、珊瑚礁に縁取られた広大な海岸線と円錐カルストと呼ばれる特異な地形景観が広がっている本部半島の一部から成り、亜熱帯地域の代表的な自然の風景地として国定公園に指定されました。

(5) 沖縄戦跡国定公園

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心とする糸満市、八重瀬町の一部及びこれらの地先海域を含めた 5,059 ヘクタール（陸域 3,127 ヘクタール、海域 1,932 ヘクタール）です。

公園指定の趣旨は、第二次世界大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の靈を慰めるとともに、延長 11 キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものです。

第9章 自然環境の保全

(6) 久米島県立自然公園

久米島県立自然公園の区域は、久米島のほぼ全域とその周辺海域を含む 11,868 ヘクタール（陸域 6,125 ヘクタール、海域 5,743 ヘクタール）です。

久米島は島の随所に優れた景勝地を擁するとともに、歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれ、島全体が自然度を高く保有し自然公園的な環境を備え持つ特徴的な島であり、その自然的、社会的諸条件は多島県である本県を代表するに足る島嶼の一つであるということから、県立自然公園に指定されています。

(7) 伊良部県立自然公園

伊良部県立自然公園の区域は、伊良部島と下地島のほぼ全域とその周辺海域を含む 5,739 ヘクタール（陸域 3,415 ヘクタール、海域 2,324 ヘクタール）です。

両島は、隆起サンゴ礁の特徴的な地形である海蝕崖や岩礁で構成され、その規模は本県においても有数のもので、特に下地島には、県天然記念物に指定された「通り池」に代表されるような鍾乳洞が崩壊してできた大小の池が散在し、テリハクサトベラやアダンなどの隆起サンゴ礁植生が発達する優れた風景地となっています。

また、伊良部島と下地島の間の入江は、多くの小湾からなり本県では類のない地形景観を示し、河口域以外でマングローブが生育する干潟としても特異な自然環境を形成しています。

(8) 渡名喜県立自然公園

渡名喜県立自然公園の区域は、渡名喜島のほぼ全域とその周辺海域を含む 1,602 ヘクタール（陸域 342 ヘクタール、海域 1,260 ヘクタール）です。

渡名喜島は、古生代二疊期（約 2 億 5 千万年前）の千枚岩や石灰岩、その他の地層が分布しております、いたる所で奇岩が露出するダイナミックで独特な景観を有しています。

また、台風を避けるために道路より低く掘り下げられた屋敷や、集落から丘陵へかけてのツワブキ、カワラナデシコ、テリハノイバラ、キバナノヒメユリ等の植生など、優れた風景地となっています。

(9) 多良間県立自然公園

多良間県立自然公園の区域は、多良間島と水納島のほぼ全域とその周辺海域を含む 5,300 ヘクタール（陸域 2,153 ヘクタール、海域 3,147 ヘクタール）です。

陸域においては、貴重な抱護林や大木の繁る自然豊かな森と御嶽、自然井戸等が残されており、優れた自然景観と生物多様性豊かな自然環境を有しています。

また、海域においては多良間島、水納島ともに多数の海洋生物が見られる健全なサンゴ礁が発達しています。

表 9-4-1 本県の自然公園面積

令和5年3月31日現在（単位：ha）

区分 公園名	陸域面積				海域面積			合計	指定 年月日
	特別 保護 地区	特別 地域	普通 地域	計	海域 公園 地区	普通 地域	計		
西表石垣国立公園	5,181	28,819	6,658	40,658	15,923	65,574	81,497	122,155	S47.4.18
慶良間諸島国立公園	305	2,962	253	3,520	8,290	82,185	90,475	93,995	H26.3.5
やんばる国立公園	3,009	13,312	1,031	17,352	—	3,670	3,670	21,022	H28.9.15
沖縄海岸国定公園	72	2,290	2,510	4,872	126	10,859	10,985	15,857	S40.10.1
沖縄戦跡国定公園	29	521	2,577	3,127	—	1,932	1,932	5,059	S40.10.1
久米島県立自然公園	—	3,383	2,742	6,125	—	5,743	5,743	11,868	S58.5.30
伊良部県立自然公園	—	562	2,853	3,415	—	2,324	2,324	5,739	H7.9.1
渡名喜県立自然公園	—	251	91	342	—	1,260	1,260	1,602	H9.9.1
多良間県立自然公園	—	332	1,821	2,153	—	3,147	3,147	5,300	H23.3.29
合計	8,596	52,432	20,536	81,564	24,339	176,694	201,033	282,597	—

2 自然公園の保護管理

適正な管理運営を行うため、自然公園ごとに公園計画を定めており、公園計画に基づいて自然公園内の規制の強弱（地種区分）や施設の配置等を決めています。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る計画です。

規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められ、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けています。

なお、特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区において、工作物の新築や木竹の伐採、土地の形状変更などの行為をする場合は、環境大臣または県知事の許可を受ける必要があります。

イ 利用規制計画

特にすぐれた景観地において、適正な利用と周辺の自然環境の保護を図るために利用の増大に対処するための計画です。

具体的には、対象地区の利用現況と適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法な

第9章 自然環境の保全

どについて、特別に調整し、制限し、禁止する必要のある事項について定めるもので、例としては、対象地区へのマイカー等の乗り入れ規制などがあります。

(2) 施設計画

ア 保護施設計画

景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設の配置と整備方針を定める計画です。

具体的な施設としては、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設、自然再生施設があります。

イ 利用施設計画

自然公園の積極的な利用の増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行うことにより、利用者を誘導するため、適正な利用施設の配置と整備方針を定める計画です。

具体的な施設としては、園地、宿舎、休憩所、野営場などがあります。

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

第1節 緑化の推進【環境再生課、都市公園課、道路管理課、教育庁施設課】

緑は、日常の生活において、人々に潤いと安らぎをもたらすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の重要な吸収源でもあり、我々の快適な環境を創造していくうえで重要な役割を担っています。

1 都市公園の整備【都市公園課】

(1) 目的

県では「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑と触れあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を目的とした都市公園の整備を進めています。

(2) 進捗状況

令和3年度は県事業と市町村事業合わせて55か所で整備を行い、令和3年度末時点の1人当たり公園整備面積は11.0m²となっております。また、令和4年度は県事業と市町村事業合わせて61か所で整備を行っているところであり、今後も市町村と連携し、圏域ごとの量的バランスを考慮した都市公園の整備・更新等に取り組んでいきます。

ア 令和3年度実施数 県事業10か所、市町村事業45か所

イ 令和4年度実施数 県事業10か所、市町村事業51か所

2 道路緑化等の推進【道路管理課】

(1) 現状

昭和47年の本土復帰以来、本土との格差是正を図る観点や地域振興及びモータリゼーションの急激な進展等による交通渋滞緩和等を目的にこれまで道路整備を図ってきたところです。そして、これまでの取組等により、その目的はある程度実現することができました。

しかしながら、道路の修景美化については、まだ十分といえない状況であり、引き続き県のリーディング産業である観光振興支援の観点から、緑豊かな景観形成を図るため、沖縄独特の風土と文化に調和した道路緑化を推進する必要があります。

(2) 基本的な方針

本県の道路緑化率は高い水準となっていますが、さらに、観光産業を支える観点から、観光地等にアクセスする道路を中心に、トロピカルイメージの花木植栽等を行い、緑陰と花に満ちた「美ら島沖縄」を演出していきます。

(3) 道路緑化の目標

県では、沖縄県道路緑化基本計画（昭和58年制定、平成9年改訂、平成24年改訂）に基づき、道路緑化の推進に取り組んでおり、今後も引き続き同計画に基づき緑化の推進に取り組んでいくこととしています。

3 学校における緑化の推進【教育庁施設課】

(1) 学校緑化事業

学校緑化事業は、昭和51年度から県立学校における勤労体験学習の一環として実施しており、生徒と教職員の共同作業により学校緑化活動に取り組むことで、精神的、肉体的、社会的にたくましく豊かな人間形成を図ることを目的とするとともに、うるおいのある明るい学習環境づくり、並びに地域の緑づくりに寄与しています。

(2) 緑化実施校数及び予定数

ア 令和4年度実施数 高等学校 36校、特別支援学校 18校

イ 令和5年度実施予定数 高等学校 32校、特別支援学校 17校

(3) 全国緑化コンクール等実績（市町村立学校含む）

賞 の 種 類	受賞年度	学 校 名
緑化推進運動功労者 内閣総理大臣賞	平成8年度 平成13年度 平成15年度	浦添工業高等学校 与勝高等学校 八重山養護学校
全日本学校関係緑化コンクール 特選（文部科学大臣賞）	平成5年度 平成10年度 平成11年度 平成13年度 平成15年度 平成18年度 平成22年度 平成24年度 平成25年度 平成28年度	浦添工業高等学校 与勝高等学校 八重山養護学校 宮古高等学校 八重山農林高等学校 本部町立伊豆味小中学校 名護高等学校 宜野座高等学校 本部高校 沖縄高等特別支援学校
準特選	平成10年度 平成11年度 平成12年度 平成15年度 平成17年度 平成21年度 令和元年度	今帰仁小学校 白保小学校 宮古工業高等学校 北国小中学校 読谷高等学校 北中城高等学校 読谷高等学校
入選	平成9年度 平成12年度 平成14年度 平成23年度 平成26年度 平成27年度	西城小学校 明石小学校 普天間小学校 首里東高等学校 松川小学校 富野小中学校

4 森林・みどりの整備の推進【環境再生課】

森林・みどりは、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵養など、多くの機能を有し、県民が潤いと安らぎのある生活を営むうえで、重要な役割を担っています。

しかし、近年、人口増加や産業発展に伴い、都市化の進展、各種の開発等により、森林・みどりが急激に減少し、様々な環境問題が深刻化しつつあることから、森林・みどりの持つ機能が持続的に發揮できるよう、適切な森林の整備・保全と共に、県民の緑化意識の高揚を図り、県民参加の緑化推進運動を展開することが重要です。

このようなことから、「緑の美ら島」の創生及び潤いと安らぎのある緑豊かな県土づくりを目指し、森林・みどりを守り育てるための様々な緑化事業を実施しています。

表10-1-1 実施事業の概要

主な事業	内容
県植樹祭	みどりの造成並びに緑化の普及啓発のため、昭和26年から実施しており、令和4年度は第72回沖縄県植樹祭を本部町で開催しました。
県緑化コンクール	緑化技術の向上と普及啓発のため、昭和34年から実施しており、学校環境緑化、職場及び公共施設等環境緑化、森林整備、緑化功労者等の部門別に審査・表彰しています。
緑の少年団の育成・支援	県内の65団体（令和4年度末現在）に対して体験学習交流会を実施し、少年期からの緑化意識の高揚を図っています。
全島緑化事業	<p>平成20年度に「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を設立し、全島緑化事業をスタートさせました。当事業では、「一島一森で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに掲げ、県民一体となった「全島緑化県民運動」を実施しています。</p> <p>同県民運動の展開として、緑化ポスター原画コンクールの開催、花と緑の名所100選、名木百選の認定等の緑化の普及啓発をはじめ、潤いと安らぎのある生活環境の創出をめざし、住民参加型の緑化活動に対する苗木提供や緑化相談窓口の開設などによる支援を行っています。</p> <p>また、各主体や各地域において緑化活動に取り組むことで、沖縄らしい景観の形成、地域の活性化及び観光産業等の振興に寄与するほか、行政と民間との協働による緑化活動の実施により県民総ぐるみの県土緑化を推進していきます。</p> <p>平成28年度からは沖縄県CO₂吸収量認証制度を実施し、企業等による緑化活動の促進と併せて、二酸化炭素の吸収源対策を推進しています。</p>

第2節 河川及び海岸の整備【河川課、海岸防災課】

1 河川の整備【河川課】

(1) 河川の概要

令和5年3月末現在、県管理の二級河川は75河川、市町村管理の準用河川は21河川あり、その指定総延長は二級河川が357.8km、準用河川が34.1kmとなっています。

表10-2-1 管轄別河川概況

管轄土木事務所	二級河川		準用河川	
	河川数	指定延長(km)	河川数	指定延長(km)
北部土木事務所	40	174.1	6	9.6
中部土木事務所	11	68.5	5	11.3
南部土木事務所	14	55.7	4	4.5
宮古土木事務所	—	—	—	—
八重山土木事務所	10	59.5	6	8.8
合計	75	357.8	21	34.1

(2) 河川の改修事業等

県は、二級河川において、洪水等による沿川の浸水被害を防ぐため、河川改修事業等を実施しています。事業の進捗に伴い、改修済区間における浸水被害は着実に減少しているものの、市街化の進展が著しい都市部の未改修区間においては、未だ浸水被害が発生しているため、安里川等の都市河川の整備を重点的に進めています。

また、平成9年の河川法改正によって、それまでの法の目的であった「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が位置付けられたことから、それ以降の河川改修にあたっては、河川環境の保全と創出にも配慮した多自然川づくりを推進しています。

なお、河川整備計画を策定する場合は、住民説明会の開催や関係市町村長の意見を聴く等、地域の意見が計画に反映できる制度となっています。

(3) 河川の環境整備

河川は、洪水時の河川水を安全に流下させ、浸水被害から沿川住民の生命と財産を守る役割のほかに、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間が憩いや潤い、親しみのある生活環境の場としての役割を担うことが求められています。

戦後の復興期以降、特に都市河川においては、川の自浄能力を超える家庭排水や事業者排水や畜舎排水等による水質の悪化や河床の汚泥堆積が進行し、河川環境は好ましくない状況にありました。

近年では、下水道施設や畜舎汚水処理施設等の整備に伴い、河川の水質は改善傾向にある一方で、土砂堆積や雑草木の繁茂、ごみの不法投棄等により、未だ河川の環境整備としては

不十分な状況にあります。

県は、こうした河川における環境改善を図るため、堆積した土砂の撤去や雑草木の伐採等の維持管理を行っているほか、河川の清掃等を行っている団体に対する報償金の支給や毎年7月を「河川愛護月間」として位置付け、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」をキャッチフレーズに河川のモデル清掃を行う等、県民が河川に親しみながら愛着が持てるような取組を実施しています。

2 海岸の整備【海岸防災課】

全国第4位、約2,037km（令和4年度版海岸統計より）の海岸線延長を有する本県の沿岸は、亜熱帯特有のサンゴ礁と白い砂浜によって特徴づけられ、県民をはじめ県外観光客等から親しまれています。

一方、台風の常襲地帯である本県では、毎年のように台風被害が発生していますが、海岸域では天然の消波機能を有する施設の役目を果たすサンゴ礁によって波浪が低減されるため、本土に見られるような大波が直接護岸に打ちつける情景はありません。しかし、サンゴ礁が沖合に広く発達しているため水深が浅く、複雑な海底地形となっていることから、波浪規模に較べて水位上昇量が大きく、波浪に加え高潮による被害を受けることが度々あります。そのため、高潮対策事業等を実施し海岸保全施設の整備を鋭意進めてきました。

平成15年4月に定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」では、海岸を県民の共通の財産として位置付け「いちまでいん 美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持・復元・創造し、次世代へ継承していくことを基本理念としており、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進しています。

基本計画における海岸保全の基本的方向については概ね次のとおりです。

(1) 整備の基本的事項

- ・貴重な動植物に配慮するとともに、美しい海岸風景となる施設整備を行います。
- ・利用者に配慮し、誰でも親しめる施設整備を行います。

(2) 「海岸環境を積極的に保全する区域」の設定

良好な海岸自然環境を残していくため、原則的に護岸等構造物を設置しない区域として約1,062km（全海岸延長の約52%）を設定しています。

第3節 自然環境の再生【環境再生課】

1 自然環境再生指針の策定

近年、自然環境に対する県民の意識や関心は高まってきており、沖縄21世紀ビジョンでは、県民が望む5つの将来像のはじめに「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が掲げられており、また、同ビジョンの基本計画では、その実現に向けて、環境容量を超えた経

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むことが示されています。

県では、自然環境再生事業の実施に当たっての基本的な考え方を体系的に取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を平成27年3月に策定しました。

平成27年度から平成30年度にかけて、東村慶佐次川においてモデル事業を実施し、全県的に再生事業を推進するにあたり、ノウハウ等の抽出に取り組みました。

また、令和元年度から令和3年度まで、浦添市及びうるま市に対し、技術的及び財政的支援を行う自然環境再生支援事業を実施しました。引き続き「沖縄県自然環境再生指針」の普及を図り、地域が主体となって取り組む自然環境再生事業の実施を促していきます。

第4節 下水道の整備【下水道課】

1 下水道の概要

下水道は、①生活環境の改善 ②浸水の防除 ③河川や海域等の公共用水域の水質保全 ④下水道資源の有効利用 ⑤水循環の創出という5つの大きな役割を担っており、快適で安全な生活環境と都市の健全な発展に大きな役割を果たしています。

下水道は、事業主体と果たすべき機能等によって、市町村が実施する公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）や都市下水路、県が実施する流域下水道の3つに分類されます。

令和4年度末現在、本県の下水道処理人口普及率は72.1%に達し、接続率は89.4%となっており、引き続き、普及率の向上及び接続に対する取り組みを推進します。

下水道に接続してもらうことにより、その効果が發揮されることから、県民の理解と協力が必要です。

2 下水道の整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道は下水を排除し処理するために市町村が設置・管理する下水道です。市街地では、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と終末処理場を有する単独公共下水道に区分されます。市街化区域等以外の区域では、概ね1,000～10,000人程度を対象に自然公園区域内の水質の保全または生活環境の改善を図ることを目的とする特定環境保全公共下水道に区分されます。令和4年度において、25市町村（11市8町6村）で事業を進めています。

(2) 流域下水道

流域下水道は、河川や海域等の水質環境基準の達成、並びにそれらの流域における生活環境の改善を図るため、2以上の市町村より排除される下水を集め、終末処理場で処理する県管理の施設です。県では、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の3流域で事業を進めています。

(3) 都市下水路

都市下水路は、主に市街地における浸水を防除することを目的として昭和47年度から事業を実施しています。7市4町2村の34か所で整備を行い、平成20年度までに全ての事業が完了しています。

3 下水道資源の有効利用

(1) 高度処理による下水処理水の有効利用

下水道資源を有効利用し、循環型社会に貢献する観点から、終末処理場から放流される下水処理水を更に高度処理し、雑用水等に利用しています。

那覇浄化センターの高度処理水は、那覇新都心地区や県庁周辺地区・那覇空港地区等において公共施設や大型建築物等を対象にトイレ洗浄用水や散水用水として利用されています。平成14年4月に供給を開始しており、令和4年度末現在、67の施設で約717m³/日利用されています。

また、糸満市浄化センターの高度処理水は西崎親水公園で、名護下水処理場の高度処理水は名護中央公園で修景用水として利用されています。

(3) 下水汚泥の有効利用

県内で発生する下水汚泥は、ほぼ全量を緑農地利用されており、下水汚泥リサイクル率は約100%を達成・維持しています。汚泥の有効利用を通じて、循環型社会の形成を推進しています。

(3) 消化ガスの有効利用

消化ガス発電システムは、下水処理過程で発生する汚泥の嫌気性消化により得られる消化ガスを電気エネルギーに変換するものであり、発電した電力は、那覇浄化センターと名護下水処理場においては終末処理場内で利用しています。

また、平成28年度から県の2浄化センター（宜野湾浄化センター、具志川浄化センター）で、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を活用した官民連携の発電事業を開始しました。この事業は、民間事業者が浄化センター内に消化ガス発電設備を設置し運営する事業であり、令和4年度の発電量は、両浄化センターあわせて年間約9,000MWhで一般家庭の電力消費量約2,500世帯分に相当します。この事業による温室効果ガス・CO₂排出削減量は約6,300t/年となり、地球温暖化防止に役立っています。

第5節 景観の保全【都市計画・モノレール課、文化財課、村づくり計画課】

1 良好的な都市環境の形成【都市計画・モノレール課、文化財課】

(1) 沖縄県の景観

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境と、東アジア、

東南アジア諸国との交流によって育まれた歴史・文化に根ざす独特の景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国からの風水思想の影響も受けつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落景観に面影を感じることができます。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

この優れた景観を新しい時代に生かしながら次世代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

(2) 景観施策の概要

ア 景観法による施策の展開

平成16年6月に公布された「景観法」では、景観に対する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められるとともに、景観計画の策定など法律に基づく様々な施策の展開を図ることが可能となりました。

地域の実情に応じた景観行政を担う仕組みとして、景観法に基づく景観行政団体となった市町村は、景観計画を定め積極的に景観施策を推進することができます。本県では、これまでに36団体が景観行政団体となり、35市町村において景観条例を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組を進めています。

表10-5-1 県内の景観行政団体一覧

1	石垣市(平成18年1月)	2	浦添市(平成18年10月)	3	那覇市(平成20年1月)	4	宮古島市(平成20年9月)
5	読谷村(平成21年1月)	6	南城市(平成21年4月)	7	うるま市(平成21年10月)	8	渡名喜村(平成22年3月)
9	久米島町(平成22年4月)	10	本部町(平成22年9月)	11	名護市(平成23年1月)	12	宜野座村(平成23年4月)
13	沖縄市(平成24年1月)	14	伊平屋村(平成24年2月)	15	与那国町(平成24年3月)	16	北谷町(平成24年5月)
17	今帰仁村(平成24年5月)	18	大宜味村(平成24年5月)	19	竹富町(平成24年5月)	20	伊是名村(平成25年3月)
21	糸満市(平成25年5月)	22	宜野湾市(平成25年5月)	23	八重瀬町(平成25年6月)	24	北大東村(平成26年1月)
25	恩納村(平成26年1月)	26	北中城村(平成26年6月)	27	西原町(平成26年6月)	28	与那原町(平成27年3月)
29	豊見城市(平成27年4月)	30	中城村(平成27年6月)	31	伊江村(平成28年4月)	32	国頭村(平成29年5月)
33	南風原町(平成30年6月)	34	座間味村(平成31年3月)	35	渡嘉敷村(令和2年3月)	36	栗国村(令和2年4月)

また、県では平成23年1月には沖縄県景観形成条例(平成6年条例第34号)に基づく「“美ら島沖縄”風景づくり計画(沖縄県景観形成基本計画)」を策定し、広域景観形成や市町村支援を明確にするとともに、全市町村が景観行政団体となり、地域らしさを生かした市町村独自の景観計画を策定することを促進しています。

平成24年度からは「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、潤いのある県土の形成に継続的に取り組めるよう、時間とともにその価値が高まる地域づくりを促進するため、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成や公共事業における景観評価(景観アセスメント)システムの運用等の「沖縄らしい風景づくり促進事業」を展開してきました。令和5年3月には、官民一体となって景観施設を推進するため平成25年3月に設立した「沖縄県風景づくり推進協議会」について、構成市町

村を12市町村から全41市町村に拡充し、「“美ら島沖縄”風景づくり協議会」を設立し、風景づくりの推進に寄与することを目的に活動しています。

イ 沖縄県景観形成条例の推進

沖縄県景観形成条例に基づき、沖縄県景観形成基本方針の策定、沖縄県景観形成基本計画の策定、建築物等の大規模行為の届出、沖縄県公共事業等景観形成指針の策定、沖縄県景観形成審議会への諮問など、様々な景観推進施策を展開しています。

ウ 屋外広告物の規制

屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告物業について必要な規制や誘導を行っています。

エ 重要伝統的建造物群保存地区の選定

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が条例で保存地区の現状を変更する行為などを規制し保護を図っています。文化庁長官や都道府県教育委員会は、市町村が行う修理・修景事業（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）、防災設備の設置事業などに対して補助を行っています。

表10-5-2 重要伝統建造物群保存地区

地区名称	選定年月日	所在地	面積
竹富町竹富島重要伝統的建造物群保存地区	昭62年4月28日	竹富町	約38.3ha
渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区	平12年5月25日	渡名喜村	約21.4ha

オ 風致地区の指定

風致地区は、地方自治体の条例で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図っています。

表10-5-3 風致地区の指定状況

地区名称	決定年月日 変更年月日 (最新)	所在地	面積
漫湖風致地区	昭31年3月23日 平27年3月23日	那霸市	約45.0ha
末吉風致地区	昭36年12月19日 平16年3月30日	那霸市	約67.6ha
大宮風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約3.4ha
陣ヶ森風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約8.9ha
九年又風致地区	昭38年7月16日 平16年3月30日	名護市	約29.8ha
東江風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約3.3ha
前原風致地区	昭52年12月22日 平16年3月31日	うるま市	約2.1ha
南城東御廻り風致地区	平22年8月10日	南城市	約1098.0ha

力 景観地区の指定

景観地区を定めた区域では、建築物の高さ、屋根、外壁の形状や材料、色彩等のルールを決めることができ、周囲の環境と調和した景観を誘導することが可能となります。景観地区は、良好な景観を形成、保存する地域に設定されており、周囲の歴史的風土や自然環境と融合したまちなみの誘導、眺望を確保するための緑の保全等を図っています。

表10-5-4 景観地区の指定状況

地区名称	決定年月日 変更年月日 (最新)	所在地	面積
県道浦添西原線沿線地区	平27年9月29日 平30年2月22日	浦添市	約8.2ha
西海岸景観地区	令3年9月29日	浦添市	約18.3ha
勝連南風原景観地区	平27年10月1日	うるま市	約111.3ha
勝連浜比嘉景観地区	平29年10月1日	うるま市	約20.3ha
ヤチムンの里地区	平29年4月1日	読谷村	約25.2ha
座喜味城跡周辺地区	平29年4月1日	読谷村	約78.0ha
観音堂地区景観地区	平19年12月7日	石垣市	約68.2ha
川平景観地区	平22年3月12日	石垣市	約1850.0ha
獅子森景観地区	平23年2月1日	石垣市	約3.0ha

2 良好的な自然・農村景観の保全と創造【村づくり計画課】

農村地域の良好な自然や農業生産が織りなす美しい景観は、地域住民や訪れる人々に潤いや安らぎを提供するとともに、地域の生態系を保全するなどの多面的機能を有しています。

その良好な自然・農村景観を維持・形成していくためには、農村環境の保全と環境との調和に配慮した計画を樹立すると同時に、農村地域の持つ多面的機能の重要性を地域住民に理解してもらうことが重要です。そのため県においては、下記の施策を推進しています。

(1) 地域ぐるみの共同活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

農地・農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下によって適切な保全管理が困難となってきており、食料の安定供給や農村の振興、農業・農村の多面的機能の健全な発揮が難しくなりつつあります。

そのため県においては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域ぐるみの共同活動に対して支援を行い、住民活動の活性化を図る取組を行っています。

(2) 農山漁村の多面的機能を生かした村づくりの推進

県の農業農村整備においては、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備のほか、農村環境整備や環境保全整備についても同様に推進しています。

また、農山漁村の持つ多面的機能の重要性を紹介すると共に、多面的機能を生かした農村振興を図る観点から、グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進しています。

そのほか、農山漁村の持つ魅力を「沖縄、ふるさと百選」として認定し、農山漁村に対する理解を進め、農山漁村の活性化を図る取組等を行っており、令和4年度までに137団体を認定しています。

(3) 田園環境整備マスターplan又は農村環境計画の策定

農業振興地域を抱える市町村が主体となって各地域の環境特性の現状と課題を整理し、地域の環境保全目標と環境特性に配慮した農業農村整備の基本方針を市町村単位で樹立するため、田園環境整備マスターplan又は農村環境計画を策定しています。

県では、これらを策定する関係市町村への指導を行っています。

田園環境整備マスターplan又は農村環境計画は、令和3年度までに35市町村において策定されています。

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

第1節 環境教育の推進【環境再生課、義務教育課、県立学校教育課、生涯学習振興課、自然保護課】

1 沖縄県環境教育等推進行動計画の策定について【環境再生課】

県では、平成18年3月に環境教育の基本的な方向性をまとめた「沖縄県環境教育推進方針」を策定し、各種施策を展開してきましたが、複雑化する環境問題に効果的に対処するためには、横断的な環境教育や環境保全活動を体系的に推進することが重要となっています。このため、平成26年6月に、環境教育等促進法第8条に基づき、本県の環境教育に関する施策を総合的にまとめた「沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定するとともに、同計画で掲げた各施策の着実な実施と進行管理等を行うため、環境・教育行政関係者、学識経験者、民間団体、県民代表等から構成する沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会を設置し、横断的かつ効果的に各種施策を展開しています。

そして、令和5年3月には、これまでの取組を評価するとともに、県内の環境教育の現状と課題等を踏まえ、「第2次沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定しました。

本計画では、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現を目指し、3つの目標を掲げています。

- ・環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ・環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ・環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

2 学校等における環境教育の推進【環境再生課、教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課】

(1) 沖縄県環境教育プログラム【環境再生課】

本県の豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するためには、環境教育を学校教育に取り入れ、実践することが重要とされています。そこで、県では学校現場等における環境教育・環境学習の実践に役立つ教材として、地域の環境特性や児童生徒の発達に応じて活用できる体験型プログラム『沖縄県環境教育プログラム（学校教育編）（社会教育編）－令和元年度版－』を作成しました。

そして、学校や地域における学習会や観察会等での同プログラムの活用を支援することで、環境教育の充実に取り組んでいます。



(2) 環境教育研究推進校の指定【教育庁県立学校教育課】

児童生徒に環境問題について関心を持たせ、環境問題の解決に向けて主体的に関わろうとする態度の育成を図ることを目的として、県教育委員会において、平成4年度から環境教育研究推進校としてこれまでに23校（高等学校16校）を指定してきました。

(3) 学校現場における指導者の育成【教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課】

県立総合教育センターにおいて、小・中・高・特別支援学校教員を対象にした環境学習指導講座を実施し、環境教育に関する指導内容、指導方法等の研修を行い、その資質を高めるとともに、「学校教育における指導の努力点」を示し、各学校における環境教育の一層の充実を図っています。

3 こどもエコクラブ活動の支援【環境再生課】

こどもエコクラブ事業は、環境省の事業として平成7年度から始まり、地方自治体や企業などの協力を得て、次世代を担う子供たちに、地域の中で楽しみながら主体的に環境活動や環境学習を行う機会を提供し、支援していくことを目的としています。3歳幼児～高校生の子どもとそれを応援するサポーターで結成されます。平成23年度からは公益財団法人日本環境協会が全国事務局を担い、県や市町村が地域事務局となり、環境保全活動を支援しています。

表 11-1-1 こどもエコクラブ登録状況

令和5年3月現在

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
クラブ数	20	17	18	16	10	15	14
会員数	562	556	582	611	257	294	167

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

表11-1-2 こどもエコクラブ県内事務局

令和5年3月現在

自治体名	部課名	電話番号	郵便番号	住所
沖縄県	沖縄県地域環境センター (公益財団法人沖縄こどもの国)	098-933-4190	904-0021	沖縄市胡屋 5-7-1
那覇市	環境部環境保全課	098-951-3229	900-8585	那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 7F
浦添市	市民部環境保全課	098-876-1234 (3221)	901-2501	浦添市安波茶 1-1-1
沖縄市	市民部環境課	098-938-1516	904-8501	沖縄市仲宗根町 26-1
宮古島市	環境衛生局環境保全課	0980-75-5283	906-8501	宮古島市平良字西里 1140
金武町	住民生活課	098-968-2460	904-1292	金武町金武 1
与那原町	生活環境安全課	098-945-4688	901-1392	与那原町字上与那原 16
南風原町	はえばるエコセンター	098-889-4425	901-1195	南風原町字兼城 686 南風原町役場住民環境課内
八重瀬町	住民環境課	098-998-8203	901-0492	八重瀬町字東風平 192-8 (東風平庁舎)
竹富町	自然観光課	0980-83-1306	907-8503	石垣市美崎町 11

本県では、各エコクラブ活動に対して環境保全に関する情報の提供や助言等の支援を行っています。本県のエコクラブの活動は、全国的にも評価され、これまでに全国のこどもエコクラブ会員との交流を目的としたイベント「こどもエコクラブ全国フェスティバル」で各種類の賞を受賞しています。

【表彰状況】

○こどもエコクラブ全国フェスティバル2023

文部科学大臣賞 ECOHONU (エコホヌ) (南城市)

○こどもエコクラブ全国フェスティバル2020

こくみん共催coop賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)

○こどもエコクラブ全国フェスティバル2016

文部科学大臣賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)

○こどもエコクラブ全国フェスティバル2014

こどもエコクラブ大賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)

4 地域における体験学習の推進【生涯学習振興課、自然保護課】

(1) 青少年教育施設における体験学習の実施【生涯学習振興課】

各地域の青少年の家において、「ホタル観察会」、「野生生物の魅力と人との関りを探る～大切にしたい自然って何だろう？～」、「大野山林自然散策」、「イザリ漁体験教室」、「葉っぱスタンプエコバッグ作り」など、環境問題に関連した体験活動型の事業を実施することで、本県の豊かな自然と伝統文化に关心を持ち、環境保全について考える場を提供しています。

(2) 保全利用協定制度の推進【自然保護課】

自然環境の保全と持続的な利用を目的として、利用するフィールドごとに、環境保全型自然体験活動（いわゆるエコツアー）を営む事業者間で策定したルールを沖縄振興特別措置法に基づき知事が認定する「保全利用協定制度」を推進しています。

※「保全利用協定の認定状況」は、第9章第2節に掲載

第2節 普及啓発活動の推進【環境再生課、環境政策課】

1 環境月間関連行事の実施【環境再生課】

県では、毎年6月の環境月間において、県民、企業、民間団体、行政の参加と協力のもと、持続可能な社会の構築に向けた県民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくため、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施しています。

なお、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事の規模を縮小し、広報媒体やパネル展を通じて普及啓発活動に取り組みました。

表 11-2-1 県主催の主な行事等（令和4年度）

行 事 名	内 容	実施日及び場所
1 街頭キャンペーン	パンフレット・苗木配布	6月6日サンエー那覇メインプレイス店 屋外店舗入口
1 マスコミを通じた報道	新聞、ラジオ、SNSを通して、環境月間の意義等を周知し、環境保全に対する意識高揚を図った。	6月中
2 まるごと沖縄クリーンビーチ 2021	県内全域の海岸でクリーンアップ活動を行うことにより、ポイ捨て防止、海洋環境保全思想の普及啓発を図った。	通年実施 県内全域の海岸
3 工場、事業所立入検査	・フロン類の適正な回収の確保を図るために、第一種フロン類充填回収業者等の立入検査を実施 ・特定事業場への立入検査を行い、水質汚濁の防止と適正化を図った。	6月中 県内一円

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

2 沖縄県環境保全功労者表彰の実施【環境政策課】

県では、環境保全に関し特に顕著な功績のあった個人や団体を対象として、沖縄県環境保全功労者表彰を実施しています。

令和4年度の受賞者は下記のとおりです。

表 11-2-2 令和4年度受賞者

(1個人、4団体)

No.	分野	細分野	受賞者の氏名及び名称
1	環境保全	環境保全行政の推進	前門 晃
2	廃棄物・リサイクル対策	一般廃棄物対策	沖縄市クリーン指導員連絡協議会
3	自然保護	自然保護活動	国頭村安田区
4	環境教育	環境保全普及啓発活動	エコツアーフくみみ
5	環境教育	環境保全普及啓発活動	しかたに自然案内

3 沖縄県地域環境センターの管理・運営【環境再生課】

県では、本県の環境教育及び情報発信の拠点として、沖縄県地域環境センター（場所：公益財団法人沖縄こどもの国園内）を設置しています。同センターでは、出前講座や自然観察会、啓発イベントの開催のほか、ホームページを活用した環境情報の提供、図書・資料・ビデオ等の閲覧や貸出、環境学習に関する県民等からの照会への対応、勉強会や総合学習に対するサポート等の様々な環境保全啓発活動を実施しています。令和4年度のセンター来館者数は約3,510人、地域や学校等における環境保全啓発活動の参加者数（延べ）は約6,506人（啓発活動回数122回）となっています。活動地域は県内全域を対象としており、令和4年度は本島内114回、離島（石垣市、竹富町、久米島町、座間味村）で8回実施しました。

表 11-2-3 沖縄県地域環境センターの活動状況（H28～R4 年度）

	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
環境保全啓発活動回数	60	65	61	74	65	79	122
環境保全啓発活動参加者延べ人数	4,621	6,277	5,914	7,951	3,011	4,168	6,506
沖縄県地域環境センター年間利用者数	5,324	4,337	4,165	4,215	2,930	2,239	3,510

第3節 行政の自主的な環境保全活動の推進【環境再生課】

1 沖縄県環境保全率先実行計画の推進

県自らが一事業者、一消費者としてあらゆる事務事業において環境へ配慮した行動を率先して実行するため、平成11年6月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、エコオフィス活動の推進に取り組んでいます。

(1) 計画期間：第1期 平成11～14年度（基準年度は平成10年度）

第2期 平成15～18年度（基準年度は平成13年度）

第3期 平成19～22年度（基準年度は平成12年度）

第4期 平成23～令和2年度（基準年度は平成21年度）

第5期 令和3～12年度（基準年度は令和元年度）

(2) 対象範囲：県の全機関

(3) 計画の目標（第5期）

① 温室効果ガス削減等の推進：温室効果ガスの排出量 基準年度比 25%削減、

エネルギー使用量 基準年度比 10%削減

② グリーン購入の推進：環境物品調達率 紙類97%以上、紙類以外95%以上

③ 省資源の推進：上水の使用量基準年度比 10%削減、紙類の使用量 基準年度比 30%削減

④ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進：廃棄物排出量 基準年度比 10%削減、リサイクル率40%以上

令和3年度のISO14001の認証終了に伴い、これまで本庁舎を対象にISOで実施してきた機能を維持・拡大するため、令和4年度から沖縄県環境保全率先実行計画に基づく上記①～④に「環境法令順守に関する点検評価機能」を新たに加え、全庁組織を対象に運用を行っています。

第12章 地球環境の保全

第1節 みんなでつくる清ら島・おきなわアジェンダ21の推進【環境再生課】

1 計画策定の背景

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が、21世紀の人類に課せられた極めて重要な課題の一つとなっているなか、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連環境会議（地球サミット）」が開催され、将来に向けて地球環境保全に関する具体的な行動計画として「アジェンダ21」が合意されました。

それを受けた国は、1993年に「アジェンダ21行動計画」を策定しており、本県においても、地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ、それぞれの役割と責任において主体的に足元から取組を進めていくための具体的な行動計画として、「みんなでつくる清ら島・おきなわアジェンダ21ー」を平成13年5月に策定しました。（平成23年6月に第2期計画、令和4年7月に第3期計画を策定）

2 計画の目標

地球環境保全のため、第3期計画においては、地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全・継承及び循環型社会の構築の3つの重点目標を掲げ、これらの重点目標と連動した環境教育を推進し、本県の環境保全活動を横断的・効果的に実施することで、「持続可能な島しょ型社会の実現」を目指すことを取組方針としています。

また、この取組方針を踏まえ、重点目標の達成に向けた行動計画や各主体（県民・市民団体、事業者、行政等）ごとの役割を示しています。

3 推進体制

本行動計画を全県的に推進するための母体として、事業者団体、市民団体、学識経験者、行政等のあらゆる主体の参加・協力のもとに、平成14年8月に「おきなわアジェンダ21県民会議」を設立しました。同会議では、県民、事業者、行政のパートナーシップに基づき、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対し、足元から取組を促進するため、県民環境フェアの開催や環境ボランティア活動等の支援並びに地球温暖化防止に向けた講演会、環境月間（6月）等における啓発活動に取り組んでいます。

4 県民環境フェアの開催

県民一人一人が、自らのライフスタイルを見直し、環境保全に向けて主体的に取り組む契機とするため、子どもから大人まで、県民が楽しく参加・体験できるイベントとして、平成14年度から県民環境フェアを開催しています。令和4年度は「エコライフ&ネイチャーフェア」と題して開催し、11月12日（土）に沖縄こどもの国でステージイベントやブース展示を行ったほか、会場

外イベントとして廃材アートワークショップや野鳥観察会などを行い、計4,076人の参加がありました。

表 12-1-1 環境フェアの開催状況

年 度	開 催 日	開催地	施 設 名	主 催 者	共 催 市 町 村	来客数 (人)
H14 年度	H14/7/12～13	宜野湾市	沖縄コンベンションセンター	沖縄県	—	37,000
H15 年度	H15/9/12～13	那覇市	県立武道館	沖縄県	—	中止(台風)
H16 年度	H16/10/2～3	那覇市	県立武道館	県民会議	—	2,500
H17 年度	H17/11/26～ 27	沖縄市	沖縄こどもの国	県民会議	—	12,000
H18 年度	H18/11/25～ 26	沖縄市	沖縄こどもの国	県民会議	—	9,000
H19 年度	H20/1/27	うるま市	市本庁舎市民広場	県民会議	うるま市	2,900
H20 年度	H20/11/30	南風原町	ジャヤコ南風原店	県民会議	南風原町	6,500
H21 年度	H21/11/29	糸満市	道の駅いとまん	県民会議	糸満市	6,800
H22 年度	H22/10/31	豊見城市	道の駅豊崎	県民会議	豊見城市	4,200
H23 年度	H23/11/20	南城市	玉城総合体育館	県民会議	南城市	2,400
H24 年度	H24/11/4	名護市	名護市民会館前広場	県民会議	名護市	1,200
H25 年度	H25/11/24	沖縄市	プラザハウス	県民会議	沖縄市	3,600
H26 年度	H27/1/18	宮古島市	宮古島市中央公民館	県民会議	宮古島市	1,500
H27 年度	H27/11/22	北中城村	イオンモール沖縄ライカム	県民会議	北中城村	4,000
H28 年度	H28/11/27	浦添市	浦添市民体育館	県民会議	浦添市	1,000
H29 年度	H29/10/8	名護市	名護市民会館前広場	県民会議	名護市	2,100
H30 年度	H30/10/6	那覇市	県立武道館アリーナ棟	沖縄県	那覇市	中止(台風)
R1 年度	R1/11/16	石垣市	石垣市総合体育館	沖縄県	石垣市	3,800
R2・3 年度	中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）					
R4 年度	R4/11/12	沖縄市	沖縄こどもの国	沖縄県	沖縄市	4,076

第2節 普及啓発活動の推進【環境再生課】

1 本県の現状と課題

本県における2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量は、約1,142.8万t-CO₂となっており、2013年度（平成25年度）と比較すると約116.6万t-CO₂（約9.3%）下回っており、2019年度（令和元年度）と比較すると約119.3万t-CO₂（約9.5%）下回っています。

部門別の二酸化炭素排出量の割合は、基準年度以降、運輸部門が最も高く28%～32%台で推移しており、次いで民生業務部門が23%～25%台、民生家庭部門等が21～23%台で推移しています。近年、二酸化炭素排出量は概ね横ばいで推移してきましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が鈍化したこと、特に運輸部門、民生業務部門における排出量の減少が顕著となっています。今後、経済活動の回復に伴い排出量の増加が懸念されることから、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、公共交通機関の利用促進、次世代自動車への転換等の削減対策に取り組む必要があります。

2 本県の地球温暖化対策

（1）沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

県では、平成22年度に温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるため、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガスの排出量を「2020年度（令和2年度）までに2000年度（平成12年度）のレベルまで削減する」という目標を定めました。同計画の最終年度である2020年度（令和2年度）の排出量は、2000年度（平成12年度）を10.4%下回り、目標を達成しました。

国においては、令和2年度に2050年（令和32年）までに脱炭素社会を目指すことを表明し、令和3年度には地球温暖化対策推進法を改正し「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として明記するとともに、「地球温暖化対策計画」を改定し2030年度までの温室効果ガス削減に係る中期目標を46%に引き上げるなど、脱炭素に向けた取組を加速させています。

このような中、県は、気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として令和3年3月に沖縄県気候非常事態宣言を行うとともに、気候変動への取組を具体化し、緩和策と適応策を総合的かつ計画的に推進していくため、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）を策定しました。

地球温暖化対策に関する国の動き等を受けて、県においても令和5年3月に同計画を改定し、2030年度（令和12年度）までの温室効果ガス排出削減に係る中期目標を、①各種施策・取組の着実な実施により達成を目指す意欲的目標として「2013年度（平成25年度）比で26%削減」、また、②将来の革新的技術の実現・導入を想定した挑戦的目標として「2013年度（平成25年度）比で31%削減」を掲げました。

また、本計画に掲げる150の施策を着実に推進するため、平成23年度から設置している「沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会」を中心にP D C Aサイクルによる進捗管理を行うとともに、県民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて連携しながら温室効果ガスの削減に向け

た取組を推進することとしています。

沖縄県の温室効果ガス削減目標

【中期目標】

意欲的目標：2030年度において、2013年度比 26%削減（2005年度比 32%削減）

挑戦的目標：2030年度において、2013年度比 31%削減（2005年度比 37%削減）

【長期目標】

2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素社会の実現）を目指す

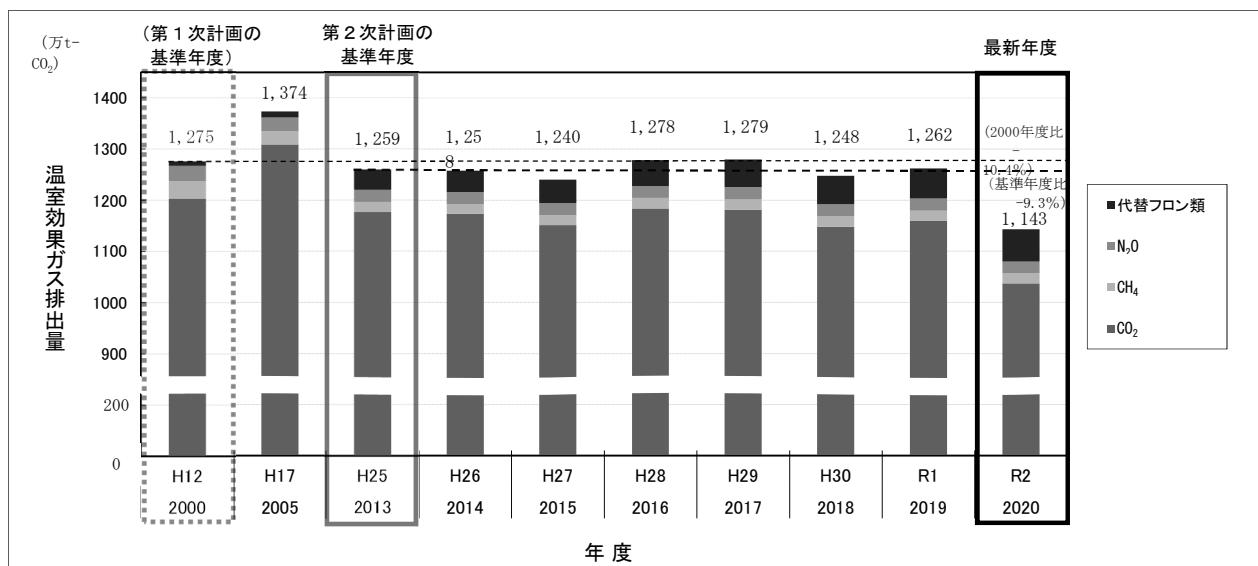


図12-2-1 沖縄県における温室効果ガスの推移

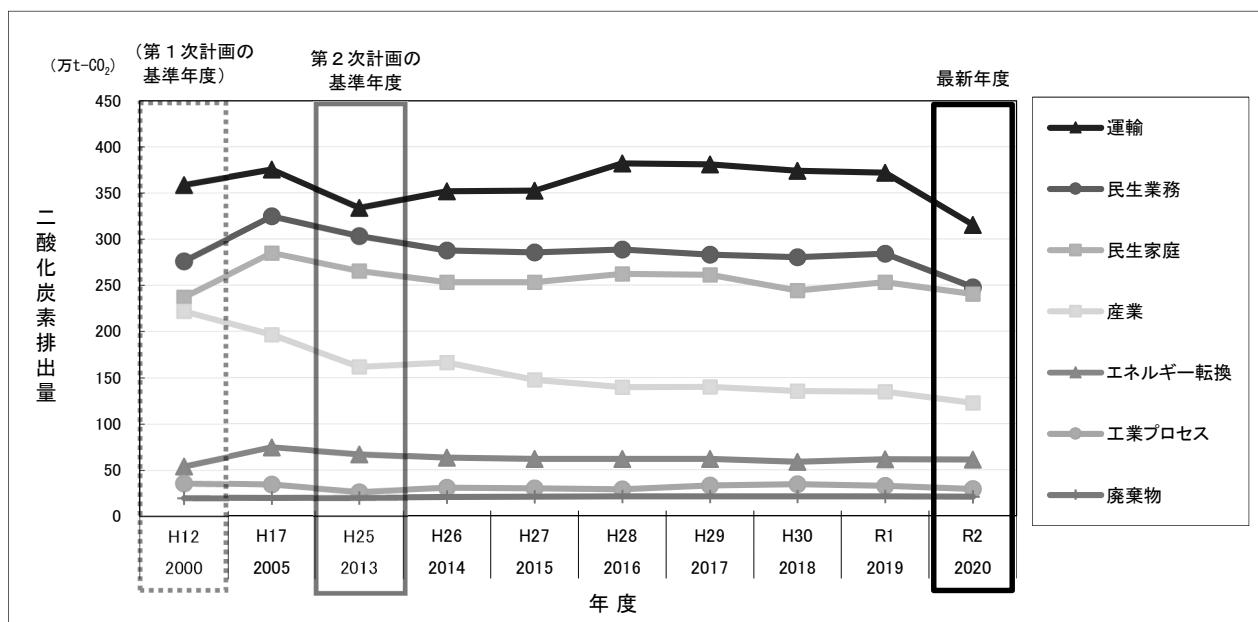


図12-2-2 沖縄県の部門別二酸化炭素排出量の推移

(2) 普及啓発体制の整備

ア おきなわアジェンダ21県民会議（平成14年8月設置：令和4年7月現在、140団体加盟）

県民環境フェアの開催や環境ボランティア活動等の支援、環境講演会等、各種啓発活動に取り組んでいます。

イ 沖縄県地球温暖化防止活動推進センターの設置・指定（平成15年11月）

地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法第38条に基づき、各都道府県に1か所、知事により指定される機関で、本県では、平成15年11月に(一財)沖縄県公衆衛生協会を「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」として指定しました。



沖縄県地球温暖化防止活動推進員研修

同センターでは、環境月間における普及啓発活動、地球温暖化防止活動推進員養成研修の実施などを県と連携して行っています。

ウ 沖縄県地球温暖化防止活動推進員の委嘱

平成17年2月16日の京都議定書発効日に、地域における温暖化防止活動の核として、地球温暖化の現状やその対策に関する正しい知識の普及、身近な省エネ対策のアドバイスなどを行う「沖縄県地球温暖化防止活動推進員(任期：3年)」を35人委嘱しました。令和4年度末で54名が推進員として活動しています。



エコドライブ教習会

(3) エコドライブの普及促進

本県の二酸化炭素排出量は運輸部門が最も多く、中でも交通体系の特性を反映し、自動車からの排出量が運輸部門の5割以上を占めることから、自動車利用に伴う二酸化炭素排出削減の取組が重要となっています。

県では、効率的な運転方法を習得することで燃費が2割程度改善する「エコドライブ」を普及することを目的に、「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」と協力して「エコドライブ」の推進に取り組んでいます。

(4) 気候変動適応策の推進

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れています。

このような気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、現在または将来予測される被害の防止・軽減を図る適応策

に、多様な関係者の連携・協働の下で一丸となって取り組むことが重要であることから、平成30年12月に、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化し、適応策を推進することを目的として、気候変動適応法が施行されました。

島しょ県である本県においても、気温上昇等に伴う様々な影響や被害が想定されることから、気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として令和3年3月に沖縄県気候非常事態宣言を行うとともに、気候変動への取組を具体化し、地域の特徴に応じた適応策の推進を図るため、令和2年度に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」を策定し、「気候変動に適応できる社会」の実現に向けて、本県の実情に応じた適応策の推進に取り組んでいます。

第3節 オゾン層保護対策の推進【環境保全課、環境整備課】

1 オゾン層保護対策の経緯【環境保全課】

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの（UV-B）の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。しかし、近年このオゾン層がフロン等によって破壊されており、その結果として地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系への影響が懸念されています。

オゾン層の保護対策として、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）に基づき、フロン規制のための国際枠組みとして「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年）が採択され、国際的にオゾン層破壊物質の規制が始まっています。

我が国では、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定され、オゾン層破壊物質（特定フロン等）の生産・輸出入の規制をしています。

また、モントリオール議定書に定められている以上の取組として、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によって、冷蔵庫やエアコンに充填されているフロン類を回収・破壊しています。

2 フロン類の回収状況【環境保全課、環境整備課】

フロン類は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）については「フロン排出抑制法」、カーエアコンについては「自動車リサイクル法」（平成17年1月1日以前はフロン排出・抑制法に基づき回収）、家庭用エアコン・冷蔵庫については「家電リサイクル法」に基づき回収されています。第一種特定製品からフロン類の回収等を行う事業者は、県知事の登録が必要となります。

令和4年度の本県におけるフロン類の回収状況は次のとおりとなっています。

第12章 地球環境の保全

表12-4-1 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）に係るフロン類の回収状況（令和4年度）

	CFC (R-12ほか)	HCFC (R-22ほか)	HFC (R-134aほか)	合計
特定製品台数(台)	213	2,260	16,747	19,220
回収量(kg)	63.5	10,791.0	36,535.0	47,389.5
令和4年度当初保管量(kg)	29.1	568.0	1,180.1	1,777.2
破壊業者に引き渡した量(kg)	89.0	7,715.0	34,928.0	42,732.0
再利用量(kg)	0.0	315.0	38.0	353.0
令和4年度末の保管量(kg)	3.0	568.0	1,180.1	1,751.1

表12-4-2 第二種特定製品（カーエアコン）に係るフロン類の回収状況（令和4年度）

	CFC (R-12ほか)	HFC (R-134aほか)	合計
特定製品台数（台）	0	0	0
回収量（kg）	0.0	0.0	0.0
令和4年度当初保管量（kg）	0.0	0.0	0.0
破壊業者に引き渡した量（kg）	0.0	0.0	0.0
再利用量（kg）	0.0	0.0	0.0
令和4年度末の保管量（kg）	0.0	0.0	0.0

※フロン排出・抑制法に基づき令和4年度に回収された量（平成16年12月31日までに業者に引き渡された使用済み自動車が対象。平成17年1月1日から、カーエアコンからのフロン回収は、自動車リサイクル法によるシステムへ移行された。）

表12-4-3 自動車リサイクル法に基づくフロン類の回収状況（令和4年度）

フロン類回収業者へ引き渡された使用済自動車台数（台）			46,499
	CFC (R-12ほか)	HFC (R-134aほか)	合計
①回収量(kg)	0	6,909.6	6,909.6
②R4年度当初保管量(kg)	61.2	2,270.9	2,332.1
③再生利用量(kg)	3.7	48.8	52.5
④引渡量(kg)	4.4	6,608.0	6,612.4
⑤R4年度末保管量(kg)	43.7	2,523.7	2,567.4

※本表の数量には那覇市における回収量等を含まない。

表12-4-4 家電リサイクル法に基づくフロン類の回収状況（令和3年度）

	H C F C (R-22ほか)	H F C (R-134aほか)	合計
フロン回収量(kg)	3,332.3	32,222.7	35,555.0
破壊業者に引き渡した量(kg)	3,297.0	32,574.3	35,871.3

第4節 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進【産業政策課】

1 沖縄県の主な取組

(1) 島しょ型エネルギー社会基盤事業

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げている「脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策」の推進を図るため、令和4年度から「島しょ型エネルギー社会基盤事業」を実施しています。本事業では、離島におけるエネルギーマネージメントシステムを活用した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入の推進や、バイオマス発電、次世代エネルギーとして注目されている水素等の利用に向けた実証事業等の促進等に取り組んでおります。

また、「ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書」に基づき、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業を実施し、タスクフォース会議の開催等を通じて、クリーンエネルギーに関する技術交流、意見交換をハワイ州と行っています。

(2) クリーンエネルギー導入ワンストップ相談窓口等

県では、令和4年度から「クリーンエネルギー導入ワンストップ相談窓口」を設置し、国や県の再エネ等支援制度に関する相談や情報提供により、効率的な再エネ導入拡大を促進とともに、県内自治体向けに「令和4年度再生可能エネルギー導入に向けた勉強会」を開催し、県内市町村の公共施設等への再エネ設備導入拡大に向けた取組を支援しております。

第13章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

1 環境影響評価制度の概要

各種の開発事業等の実施が環境に及ぼす様々な影響について事前に十分に検討し、その結果を事業等の内容に反映させることは、自然環境の保全や公害の未然防止を図る上で重要です。

環境影響評価とは、このような検討のために、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に当たり、あらかじめ事業者自らが環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境保全措置を検討し、環境影響を総合的に評価することをいいます。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、環境影響評価を進めていく手続が定められており、主な手續としては、事業の早期段階において事業の位置・規模、構造・配置の複数案を検討する「配慮書」の手續、どのように環境影響評価を行うかの項目や手法を決める「方法書」の手續、環境影響評価の結果について住民や自治体などから意見を聴くための準備としての「準備書」の手續、そして環境影響評価の結果をとりまとめた「評価書」の手續があります。配慮書、方法書、準備書の内容については、環境の保全の見地から意見を有する人は誰でも意見を提出することができます。

また、条例では、事業者が実施した工事中・供用後の環境調査の結果に応じて、知事が事業者に必要な措置を求める「事後調査」の手續を定めています。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価の制度については、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、この決定等に基づいて、国等が関与する大規模な事業について環境影響評価の手續が行われていましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され（平成11年6月全面施行）、法律による制度として確立されました。

本県においては、平成4年9月に「沖縄県環境影響評価規程」を告示し、同規程に基づいて環境影響評価の手續が行われていましたが、さらに充実・強化を図るため、平成12年12月に「沖縄県環境影響評価条例」を公布し、平成13年11月1日に全面施行しています。条例においては、本県が、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有していることや島しょ県であるため環境容量が小さいことなどを考慮して、対象となる事業の種類や規模を見直し、規程よりもその範囲を拡大しています。また、自然公園地域等を特別配慮地域として定め、より小さい事業規模から環境影響評価の対象としています。

法については、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、計画段階配慮書手續が新たに導入されるなどの改正が行われています（平成25年4月1日全面施行）。

条例についても、法との整合を図るとともに、より環境に配慮した環境影響評価を推進するた

め、県では、平成25年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、計画段階配慮書手続を新たに導入するなどの改正を行っています（平成26年2月1日全面施行）。

また、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発事業であるにも関わらず、これまで条例の対象事業となっていなかった事業があったため、こうした一定規模以上の土地の造成を伴う事業についても、事業の実施に際して適正な環境への配慮がなされるよう、平成30年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、「土地の造成を伴う事業」を条例の対象事業とするなどの改正を行っています（平成30年10月1日全面施行）。

3 環境影響評価手続及び事後調査手続の実施状況

本県において、これまで環境影響評価の手續が行われた事業件数は、令和5年3月末現在で、閣議決定に基づく環境影響評価が8件、環境影響評価法に基づくものが10件（うち1件は手続中、2件は事業廃止）、沖縄県環境影響評価規程に基づくものが21件、沖縄県環境影響評価条例に基づくものが37件（うち7件は手続中、3件は事業廃止）、自主的に実施したものが5件、合計81件となっています。また、発電所については、環境影響評価法施行以前に電源の立地に関する通産省通達に基づいて、3件の環境影響評価が行われています。

令和4年度は、南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書、浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書、沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価書について審査を行いました。

また、普天間飛行場代替施設建設事業、那覇空港滑走路増設事業、ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業、主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業、産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業等の13事業の事後調査報告書について審査を行いました。

4 その他関係法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価法や条例以外にも、公有水面埋立法等により環境影響評価が行われており、令和4年度は、公有水面埋立法に基づくものが4件、港湾法に基づくものが2件、大規模小売店舗立地法に基づくものが6件行われました。

また、公有水面埋立法に基づき免許等がなされた事業に関する環境監視の結果について、令和4年度は5件の報告が行われました。

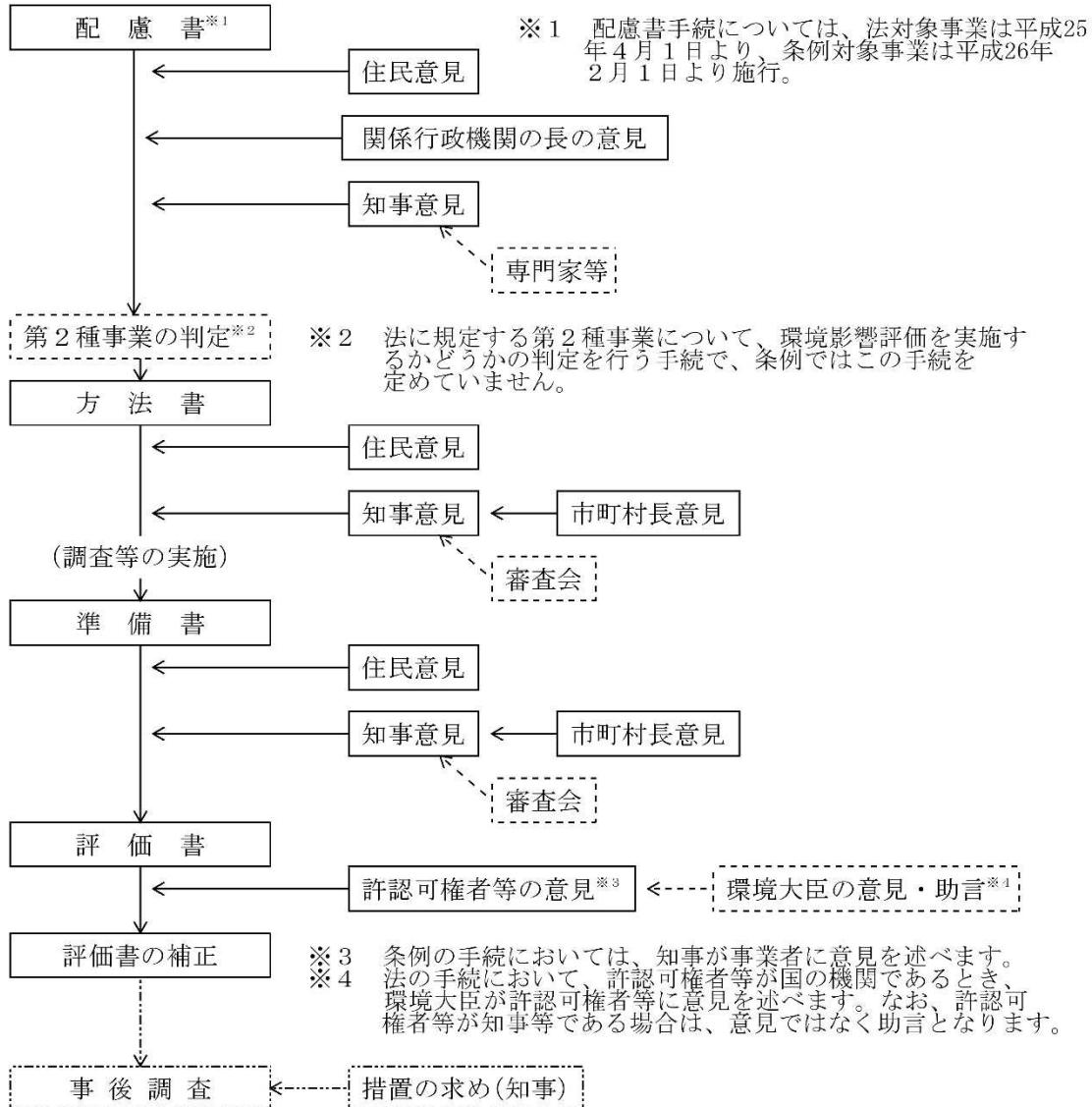


図13-1-1 環境影響評価の手続の概要

第2節 公害防止体制の整備【環境政策課、環境保全課、中小企業支援課】

1 公害苦情の状況【環境政策課】

令和4年度に県及び市町村で取り扱った公害苦情件数については765件で昨年度に比べて213件減少しました。

令和4年度公害苦情を種類別にみると、典型7公害が580件(全苦情の75.8%)、典型7公害以外が185件(同24.2%)となっています。典型7公害の中では、悪臭、騒音、大気汚染の3公害が大部分を占めており、典型7公害以外では、廃棄物投棄、その他(害虫の発生等)に関する苦情となっています。

表 13-2-1 公害苦情件数の推移

単位：件数（%）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
典型7公害	558 (73.6)	568 (64.9)	736 (72.4)	694 (70.9)	580 (75.8)
大気汚染	128 (16.9)	125 (14.3)	162 (15.9)	124 (12.7)	105 (13.7)
水質汚濁	69 (9.1)	69 (7.9)	102 (10.0)	43 (4.4)	38 (5.0)
騒音	139 (18.3)	159 (18.2)	209 (20.6)	236 (24.1)	180 (23.5)
振動	5 (0.6)	4 (0.4)	6 (0.6)	7 (0.7)	5 (0.7)
悪臭	215 (28.4)	208 (23.8)	255 (25.1)	283 (28.9)	244 (31.9)
地盤沈下	0 (0.0)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
土壤汚染	2 (0.3)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	8 (1.0)
典型7公害以外	200 (26.4)	307 (35.1)	281 (27.6)	284 (29.1)	185 (24.2)
廃棄物投棄	44 (5.8)	75 (8.6)	79 (7.8)	80 (8.2)	69 (9.0)
その他	156 (20.6)	232 (26.5)	202 (19.8)	204 (20.9)	116 (15.2)
合 計	758 (100.0)	875 (100.0)	1,017 (100.0)	978 (100.0)	765 (100.0)

2 公害苦情相談員の設置【環境政策課】

公害苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、また公害紛争の芽であることから、その迅速、適正な処理は生活環境の保全や公害紛争の未然防止に極めて重要です。

公害に係る苦情の処理については、公害紛争処理法により地方公共団体が行うことになっておりのことから、都道府県及び市町村（特別区を含む）は、公害苦情に係る住民の相談、苦情の処理に必要な調査、指導及び助言を行わせる公害苦情相談員を置くことができるようになっています。

このことから県では、公害苦情相談員を設置し、市町村及び関係機関と連携協力をしながら公害苦情の処理に努めています。

3 公害紛争の処理【環境政策課】

公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。この法律に基づき、国では公害等調整委員会において、公害紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定を行っています。また、各都道府県においては、公害審査会を設置し、あっせん、調停及び仲裁の方法により、公害紛争の処理にあたることになっています。

本県では、昭和48年12月に沖縄県公害審査会を設置し、公害紛争事件の解決を図っており、令和4年度末までに21件の調停申請を受理しています。

(1) あっせん

当事者間の紛争の自主的解決を援助・促進することを目的に、3人以内のあっせん委員が当事者の交渉や話し合いの間に介入して仲介する制度です。

この制度は、当事者が積極的に話し合い、互いに譲り合って紛争を解決しようとする意志を

第13章 共通的・基盤的施策の推進

必要とし、紛争の種類や話し合いの進み具合に応じて柔軟かつ適切な手続がとられることから、一般に規模の小さな事件の処理に適しています。

(2) 調停

紛争を解決するため3人の委員からなる調停委員会が当事者間を仲介し、当事者双方の互譲に基づく合意によって紛争を処理する制度です。

この制度は、調停委員会が職権で資料収集を行ったり、具体的な解決案（調停案）を示すなど公権的解決の要素があります。

また、当事者の互譲によって条理にかない実情に即した解決を図る制度なので、裁判のように一刀両断的な解決でなく、話し合いによる円満な解決が望ましい事案にその効果が期待されます。

(3) 仲裁

仲裁は、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を3人の仲裁委員からなる仲裁委員会の判断に委ね、その判断が最終的なものとして、これに従う契約（仲裁契約）をすることによって、紛争の解決を図る制度です。

仲裁判断は、民事訴訟における確定判決と同一の効力を有します。

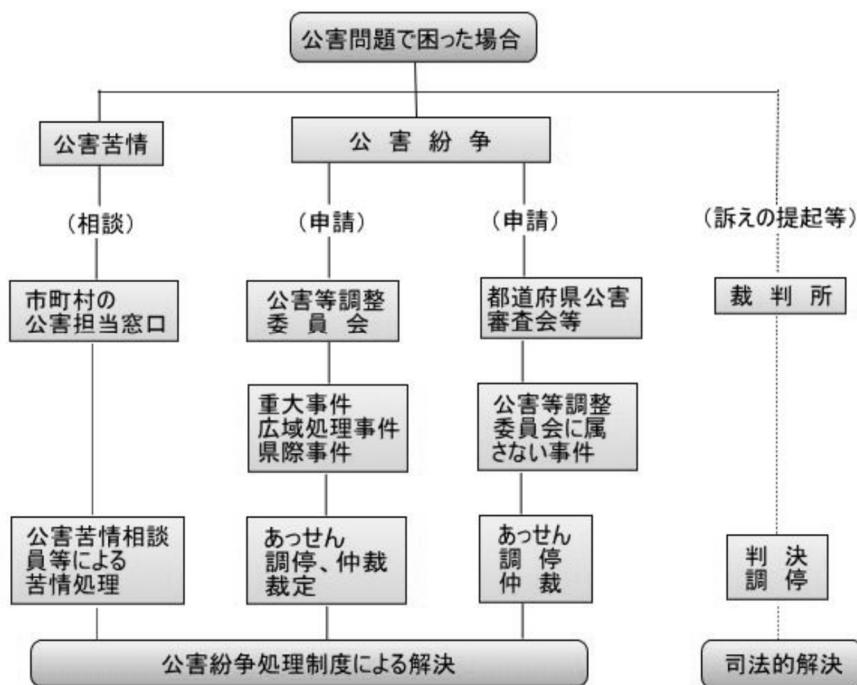


図 13-2-1 公害紛争処理制度等の仕組み

4 公害防止協定及び環境保全協定の締結【環境保全課】

公害防止協定や環境保全協定は、法律や条例による一律の規制を補完し、事業の特性と地域の実情に即したきめの細かい規則等を盛り込むことが可能な点で、地方公共団体及び地域住民にとって、公害防止や環境保全対策の有効な手段となっています。

沖縄県生活環境保全条例（平成20年12月26日沖縄県条例第43号）においても、第4条第3項で「事業者は、県と公害の防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。」と規定されており、県では現在7件の協定を締結しています。

表 13-2-2 県及び企業が締結した環境保全協定の内容

締結年月日	企業名	業種	備考
昭和50年12月24日	南西石油株式会社	石油精製	平成14年4月1日改定
昭和52年3月10日	沖縄石油基地株式会社	石油基地	
昭和52年6月4日	沖縄ターミナル株式会社	石油基地	
昭和59年3月12日	電源開発株式会社	発電所	石川石炭火力発電所
平成4年11月30日	沖縄電力株式会社	発電所	具志川火力発電所
平成12年10月30日	沖縄電力株式会社	発電所	金武火力発電所
平成22年7月22日	沖縄電力株式会社	発電所	吉の浦火力発電所

5 公害防止管理者等の設置【環境保全課】

産業公害の未然防止に万全を期するためには、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による排出規制とともに、工場等における公害防止体制を確立することが重要です。

このため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、特定工場における公害防止統括者、公害防止管理者等の選任が義務づけられました。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者については、公害防止に係る業務が専門的知識及び技能を要するため、国家試験及び資格認定講習による資格制度が設けられ、その選任は有資格者の中から行うことになっています。

第13章 共通的・基盤的施策の推進

表 13-2-3 公害防止管理者等選任届出状況

令和5年3月末現在

※当該工場で選任中の公害防止管理者等が保有する資格区分ではなく、特定工場で必要とする資格区分に基づきカウント

業種	公害防止管理者等 届出工場の数	公害 防 止 統 括 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	公 害 防 止 管 理 者								騒 音 関 係	粉 じ ん 関 係	振 動 関 係	ダイ オ キ シ ン 類 関 係				
				大 気 関 係				水 質 関 係											
				第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種								
建 設 業	5	3 (3)						5 (3)											
製造業	食 料 品 製 造 業	11	11 (11)	1 (1)				6 (6)	4 (3)			5 (5)	4 (2)						
	飲 料・たばこ・飼料製造業	1	1 (1)					1 (1)				1 (1)							
	パルプ・紙・紙加工品	1	1 (1)									1 (1)							
	化 学 工 業	1	1 (1)			1 (1)													
	石油製品・石炭製品製造業	6	2 (1)					5 (5)											
	窯業・土石製品製造業	3	2 (2)		1 (1)		1 (1)						2 (2)						
	鉄 鋼 業	1	1 (1)				1 (1)					1 (1)			1 (1)				
	他に分類されないその他の製造業	2	2 (2)							1 (0)			1 (1)						
電気・ガス・熱供給・水道業	17	16 (16)	2 (2)				11 (11)	6 (6)	1 (1)		2 (2)		3 (3)						
計	48	40 (39)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	19 (19)	21 (18)	1 (1)	1 (0)	7 (7)	7 (5)		6 (6)		1 (1)				

注：（）内は代理者を示す

6 公害防止関連融資制度【中小企業支援課】

産業公害の防止は重要な課題であり、中小企業においても公害防止のために努力しているところですが、実際に公害防止対策を実施するにあたっては、資金調達力や適切な対応策についての知識が乏しいため、国、県では中小企業の公害防止を金融面から推進するために長期低利の資金融資を行っています。

具体的には中小企業高度化資金貸付制度により、工場地域内において中小企業が事業協同組合等を通じて共同で公害防止施設を設置する場合に、必要な資金に対する融資を行い産業公害の防止を促進しようとするものです。

本県においては、協同組合の建設する共同焼却施設を対象に、平成8年度に94,900千円、令和3年度に647,733千円の融資実績があります。

表 13-2-4 中小企業関係公害防止施設融資制度一覧

(令和5年9月1日現在)							
制度名	貸付対象施設等	共同・個別の別	融資(貸与)比率	融資(貸与)限度額	融資(貸与)利率	融資期間	融資機関
中小企業高度化資金貸付制度	(1)共同施設事業、 集団化事業 事業協同組合等の組合員の事業活動に伴って副次的に生ずる汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の公害を事業協同組合等が共同で防止または処理する施設	共同	80%以内	資産計上される額	無利子	20年以内 (うち据置3年以内)	県商工労働部 中小企業支援課 (電話866-2343)
	(2)設備リース事業 事業協同組合等がその個別の組合員にリースするために取得する公害防止施設	共同購入 個別設置	80%以内	資産計上される額	年0.60%	20年以内であって、設備の耐用年数を勘案して県が定める期間	
	(3)アスベスト対策事業に対する貸付 (緊急健康被害等防止貸 アスベストの除去、封じ込め等の措置又は事業用施設の建て替え等、アスベスト対策に必要な高度化対象施設	事業形態による	90%以内	資産計上される額	無利子	20年以内 (うち据置3年以内)	

第3節 石綿健康被害救済制度の推進【環境政策課】

1 制度の概要

石綿健康被害救済制度は、「石綿による健康被害の救済に関する法律（H18.3.27施行）」、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（H20.12.1施行）」、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（H22.7.1施行）」に基づき、石綿（アスベスト）を吸引することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかった方やその遺族であって、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を支給するものです。

2 申請の受付、認定及び救済給付の支給について

各種申請は、（独）環境再生保全機構（以下「機構」という。）、全国の環境省地方環境事務所及び保健所で受付が行われ、認定及び救済給付の支給は、機構で行われます（図 13-3-1 参照）。

3 救済給付の概要

各種救済給付は、機構が石綿の吸引により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方（被認定者）、本法の施行前に指定疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し支給します。

○石綿による中皮腫や肺がんと認定された方への給付

- ・医療費（自己負担分）・療養手当（103,870円／月）・葬祭料（199,000円）

○この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付

- ・特別遺族弔慰金（2,800,000円）・特別葬祭料（199,000円）

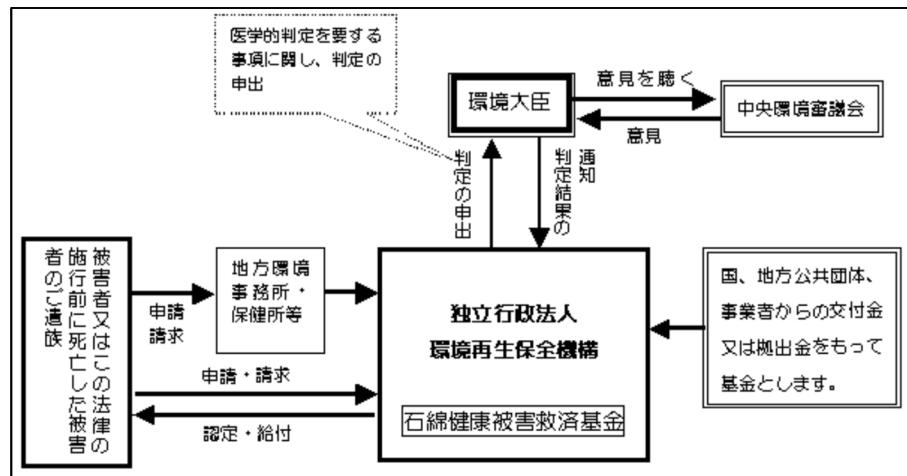


図 13-3-1 石綿健康被害救済制度のしくみ

第4節 環境に関する調査・研究の実施【衛生環境研究所】

沖縄県衛生環境研究所では日常業務的な試験検査以外に、本県の環境保全の推進に寄与するため、次のような調査研究に取組んでいます。

- 1 酸性雨全国調査（全国環境研協議会酸性雨広域大気汚染研究部会共同研究）
- 2 光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 3 沖縄県における微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与解析
- 4 廃棄物最終処分場の廃止判断と適正な跡地利用に資する多面的評価手法の適応に関する検討（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 5 最終処分場浸出水等に含まれるPOPs等の排出機構の解明とリスク低減技術の開発（環境研究総合推進費による共同研究）
- 6 災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 7 沖縄県のサンゴ礁生態系への気候変動・地域環境複合影響を軽減するための赤土流出削減指標策定（国立環境研究所との気候変動型共同研究）